

# 目 次

第1号（9月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
承認第12号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求 めることについて	8
承認第13号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処 分の承認を求めることについて	10
承認第14号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分 の承認を求めることについて	11
承認第15号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて	12
議案第36号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）	13
議案第37号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	32
議案第38号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）	33
議案第39号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	34
議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	35
議案第41号 津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定 める条例の一部改正について	35
議案第42号 津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正について	36
議案第43号 津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正について	37
認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	38

認定第2号	令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第3号	令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第4号	令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第5号	令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第6号	令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第7号	令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
同意第8号	津奈木町教育委員会委員の任命について	39
報告第3号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	40
報告第4号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	41
報告第5号	一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について	41
発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)	42
散 会		43

## 第2号(9月17日)

議事日程		45
本日の会議に付した事件		45
出席議員		45
欠席議員		45
事務局職員出席者		45
説明のため出席した者の職氏名		45
開 議		49
一般質問		49
6番 橋口知恵子君		49
5番 久村 昌司君		59
2番 本山 真吾君		65
散 会		74

第3号（9月25日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	76
欠席議員	76
事務局職員出席者	76
説明のため出席した者の職氏名	76
開 議	77
認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	77
議員派遣の件	86
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	87
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	87
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	87
閉 会	87
終 了	89
署 名	90



津奈木町告示第80号

令和2年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月20日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和2年9月11日
  - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
- 

○開会日に応招した議員

宮嶋 弘行君	本山 真吾君
上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	橋口知恵子君
柳迫 好則君	村上 義廣君
川野 雄一君	

---

○9月17日に応招した議員

---

○9月25日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和2年9月11日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年9月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第12号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第5 承認第13号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決  
処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第14号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処  
分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第15号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承  
認を求めることについて
- 日程第8 議案第36号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第37号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第38号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第39号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第40号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を  
定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正について
- 日程第16 認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第18 認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第19 認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

- て
- 日程第20 認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第21 認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第22 認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第23 同意第8号 津奈木町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第26 報告第5号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第27 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第12号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第13号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第14号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第15号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第36号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第37号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第38号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第39号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第12 議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第41号 津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第42号 津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第43号 津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正について
- 日程第16 認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 同意第8号 津奈木町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第26 報告第5号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第27 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

---

出席議員（9名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 宮嶋 弘行君 | 2 番 本山 真吾君 |
| 3 番 上村 勝法君 | 4 番 澤井 静代君 |
| 5 番 久村 昌司君 | 6 番 橋口知恵子君 |
| 7 番 柳迫 好則君 | 8 番 村上 義廣君 |

9番 川野 雄一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	振興課長	椎葉 正盛君
住民課長	久村 庄次君	ほけん福祉課長	葦浦 祐一君
教育課長	下川 秀美君	会計課長	財部 大介君
農業委員会事務局長	坂本 輝一君		

---

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） おはようございます。

只今から、令和2年第3回津奈木町議会定例会を開会致します。

第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には、公私共に御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、令和2年度補正予算をはじめ、令和元年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程されております。

議案の内容等につきましては、詳しくは提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく努力したいと思っております。

議員各位には、綿密、周到な御審議を賜り、適正・妥当な議決になりますように御願いを申し上げ、開会の挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第3回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれまし

では、全員お元気にて本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。

まずは、令和2年7月豪雨により亡くなられました全国84名の方々のご冥福と、現在も行方不明で捜索が続けられています2名の方々の、1日も早い発見を心よりお祈りいたします。

また、今回の豪雨により、被災された多くの皆様へお見舞い申し上げますと共に、議員の皆様方、町民の皆様方と一緒に、復興に向け、全力で取り組んでまいりますことを、ここにお誓いしたいと思います。

令和2年7月4日、これまで経験したことのない豪雨によりもたらされた災害で、本町でも平国地区から3名の尊い命が奪われました。

救助にあたっては、津奈木町消防団、自衛隊、県警、消防本部のほか、多くの方々が昼夜を問わず捜索していただきました。9日間にもおよぶ猛暑の中、3名全員を発見していただき、ほんとうに感謝いたしております。

地球温暖化の影響は、全世界に気候変動をもたらし、日本での雨の降り方も、線状降水帯による集中豪雨が多くなると共に、今回の台風10号のように、台風が巨大化するリスクが、高くなってきています。

豪雨災害の影響もあり、今回の台風10号での本町指定避難所への避難者は、404名と過去最高を記録しました。

コロナ禍の中での避難は、不安を覚える方も多いかと思います。本町でも、町民の安心安全のため、今後は、計画的な避難誘導や、より安全な避難所への整備を行ってまいりたいと思います。

さて、国政につきましても、安倍総理の辞任という衝撃的なニュースがありました。安倍総理は、平成24年9月26日の午後に、自民党総裁選で選ばれ、期待で早くも翌日から株価が高騰しました。

そして8年間、穏やかな景気回復によって、就職率が劇的にアップし、若者が未来に希望を持てるようになったことが、アベノミクス最大の成果ではなかったでしょうか。

コロナ禍の中、山積する問題が多い状態での辞任は、安倍総理自身も不本意でしょうが、今後は後任総理のアドバイザーを務めながら、体調管理に努めていただければと思います。

長い間の激務、ほんとうにお疲れさまでございました。

今回、本定例会に上程いたしました案件は、令和2年度豪雨災害緊急対応分の専決補正を加え、総額18億円を超える補正予算をはじめ、条例改正、人事案件等でございます。

また、令和元年度の決算書が出来上がりましたので、監査委員の意見書を付してご認定を求めらるものでございます。

長い会期となると思いますが、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番、柳迫好則君、8番、村上義廣君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、本日から9月25日までの15日間との答申を頂いております。よって、本日から9月25日までの15日間と致したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月18日から19日までの2日間、第2回定例会を開催。

7月9日、議会全員協議会を開催。

7月15日、水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会が水俣芦北広域行政事務組合多目的ホールで開催され、議長、副議長出席。

7月20日、議会全員協議会を開催。

8月24日、正副議長研修会が熊本県自治会館で開催され、議長、副議長出席。

9月1日、水俣芦北広域行政事務組合議会全員協議会が水俣芦北広域行政事務組合多目的ホールで開催され、議長、副議長出席。

9月4日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、7月、8月、9月にかけて実施されました例月出納検査の結果、並びに令和元年度決算に係る審査結果の報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

. . .

**日程第4. 承認第12号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（川野 雄一君） 日程第4、承認第12号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第12号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は令和2年7月豪雨災害を受け、災害対応に係る予算、及び災害応急復旧に係る費用を計上致しております。

歳出の主なものから御説明致します。

民生費の災害救助費では、災害対応のための職員の時間外勤務手当を追加し、搜索活動等のための需用費、及び重機等の借上げ費用、避難所運営のための費用を追加し、被災者に対して災害弔慰金、及び災害見舞金、災害援護貸付金を計上致しております。

衛生費では、災害廃棄物の仮置き場管理、及び災害廃棄物処理のための費用を計上致しております。

消防費では、災害対応時に着用する防災服等の費用を追加し、避難所に必要な物資や備品等を確保するための避難所物置設置工事に係る費用を追加。また、災害用公用車等の購入費用を追加し、住宅での災害土砂等撤去補助金を計上致しております。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、農業施設、林道施設、作業道、漁港施設の災害復旧に係る修繕、土砂撤去、復旧工事のための費用をそれぞれ追加し、林道路面清掃に係る費用を計上致しております。

公共土木施設災害復旧費では、町道、及び橋りょう、河川の災害復旧に係る修繕、土砂撤去、復旧工事のための費用をそれぞれ追加し、災害倒木処理に係る費用を計上致しております。

その他公共施設災害復旧費では、被災した町営住宅の復旧工事に係る費用を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、今回の災害を受け、特別交付税について、昨年度の決算額程度の額を追加致しております。

国庫支出金では、災害廃棄物処理事業費補助金を計上致しております。

県支出金では、災害弔慰金負担金を計上致しております。

繰入金では、今回の補正予算の財源を確保するための、財政調整基金を増額致しております。

町債では、災害援護貸付金を計上致しております。

第2表地方債補正は、被災者のための災害援護貸付金の追加によるものでございます。

歳入歳出補正総額は、4億2,830万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,860万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は、8ページ。歳出は、9ページから、13ページです。

歳出から質疑を行います。9ページ、ございませんか。1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 1番、宮嶋です。

災害救助費の職員時間外手当の中で、相当の過度な時間を費やされています。そういった面で、職員に対するケアと、そういった問題がなかったのかを、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

今回の7月の時間外の集計をしましたところ、一番時間外をした時間が182.25時間ということと、それから職員の平均でいいますと94.4時間ということでございます。かなりの時間をしていただきましたが、これは避難所運営とかが一番大きかった原因かと思っております。

心のケア等につきましては、健康相談とか、あとストレスチェックを早めに行いまして、ストレスのケアをして行きたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 9ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、10ページ、11ページ、ございませんか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 10ページの20、貸付金のことでお伺いします。

これは貸付金ってのは、借りるっていう事ですので、後で返さなきゃいけないってことですよ。そうなった時に今の災害のされた方々が、お金を借りたとしても、なかなか返すっていうのも難しいと思うんですが、この返済期間っていうのはどれ位ありますか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

災害援護資金につきましては、償還期間につきましては3年間の据置期間は無利子でございますが、これを含み10年以内の償還となっております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。10ページ、11ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、12ページ、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳入に入ります。

歳入は8ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第12号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを、採決します。

お諮りします。本件は、承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は、承認することに決定しました。

---

**日程第5. 承認第13号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の  
専決処分の承認を求めることについて**

○議長（川野 雄一君） 日程第5、承認第13号令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第13号令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

歳入では、今回の補正予算の財源を確保するための基金繰入金を増額致しております。

歳出では、令和2年7月豪雨災害を受け、平国浄水場の応急復旧に係る費用を計上致しております。

歳入歳出補正総額は、50万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億830万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入、歳出、一括して質疑を行います。

歳入、6ページ。歳出、7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第13号令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを、採決します。

お諮りします。本件は、承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は、承認することに決定しました。

---

**日程第6. 承認第14号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（川野 雄一君） 日程第6、承認第14号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第14号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

災害救助法が適用された災害により、被災した町民に対する義援金品の配分に関し、審議する災害義援金配分委員会を設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、上村勝法君。

○議員（3番 上村 勝法君） 3番、上村です。

災害義援金配分委員会を設置するとありますが、何人位と、どの様な方で構成されるのかを聞きたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 議員のお尋ねの人数につきましては、要綱上8名となっております。

委員につきましては、副町長、総務課長、会計管理者、ほけん福祉課長、社会福祉協議会事務局長、民生委員児童員協議会会長、区長会長、町代表監査委員、以上8名を予定しております。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第14号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを、採決します。

お諮りします。本件は、承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第14号は、承認することに決定しました。

---

**日程第7. 承認第15号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（川野 雄一君） 日程第7、承認第15号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第15号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

災害救助法が適用された災害により、被災した町民に対する義援金品の配分に関し、審議する災害義援金配分委員会委員に対し、報酬等を支払うものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第15号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを、採決します。

お諮りします。本件は、承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第15号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第8. 議案第36号 令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）

- 議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第36号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

- 町長（山田 豊隆君） 議案第36号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、主に令和2年7月豪雨災害を受け、災害復旧に係る費用と新型コロナウイルス感染症対策に係る費用を計上致しております。

歳出の主なものから御説明致します。

災害復旧班創設による人事異動に伴い、各款にわたり組替えを致しております。

総務費の一般管理費では、戸籍法の一部改正に伴い、社会保障・税番号制度システム改修費用を増額致しております。

財産管理費では、公用車更新に伴う費用を計上致しております。

企画費では、7月豪雨災害の影響を受け、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業の募集がなかったため、簡易宿泊研修棟改修工事の一部を減額致しております。

地域振興費では、小さくて強い産業づくり事業の地方創生推進交付金不採択を受け、関係事業費を減額し、ふれあい祭り補助金も祭りの中止決定に伴い減額致しております。

美術館費では、新型コロナウイルス対策として、美術館独自のホームページを開設するための費用を追加し、つなぎ美術館開館20周年事業の柳幸典つなぎプロジェクトに係る費用も増額致しております。

災害対応費では、災害派遣職員を受け入れるための住宅借上料や人件費負担金などの費用を計上致しております。

民生費の障害者福祉費では、前年度障害福祉サービス費等給付費確定に伴い、国庫負担金及び県費負担金の返還金を計上致しております。

災害救助費では、時間外勤務手当について、災害救助業務の見通しが立ったため、災害復旧業務への組み替えを行い、応急仮設住宅設置に伴い、相談窓口機能を有し、コミュニティの拠点となる地域支え合いふれあいセンターの設置・運営に係る費用を計上致しております。

衛生費の災害廃棄物処理費では、災害廃棄物運搬処理に係る費用を追加し、半壊以上の被災家屋などを公費解体するための費用を計上致しております。

簡易水道施設費では、地区水道組合の災害復旧事業や施設の老朽化に伴う改修事業を支援するための費用を計上致しております。

農林水産業費の農業振興費では、熱帯果樹の産地化を目指し、プロジェクト組織に係る費用を追加し、生産拡大のための設備等導入補助金を計上致しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたサラダ玉ねぎ生産者に対し、次期作の種代を支援するための費用を計上致しております。

水産業振興費では、赤崎漁村センター外部改修の設計見直しに伴い工事費を増額致しております。

商工費では、新型コロナウイルス対策として町内事業者の事業継続を支援するための補助金を追加し、町内の消費喚起を促し、経済再生を図るための、町内登録事業所で使用できる1万円の商品券を全町民に配布する商品券事業を計上致しております。

観光費では、つなぎ温泉四季彩周辺の魅力アップを図り地域周遊や宿泊施設整備を見据えた基本構想策定費用を追加し、観光施設に公衆無線LANを設置する費用を計上致しております。

また、低炭素型観光地域づくり事業として、観光ウェブサイトグレードアップする費用を追加致しております。

土木費の住宅建設費では、定住促進住宅建設に向け、染竹地区の建設予定地の用地買収が完了したことに伴い、建設工事設計費用を計上致しております。

消防費の災害対策費では、被災者等の入浴支援に係る費用を追加し、災害土砂等撤去補助金について国の補助事業への移行に伴い減額致しております。

教育費の小学校費では、特別教室に空調設備を整備するための費用を追加し、また、GIGA(ギガ)スクール構想関連事業推進のため、児童が使用するタブレット端末を1人1台整備するための費用を増額致しております。

社会教育総務費では、郷土資料文化館の単独浄化槽の老朽化に伴う合併処理浄化槽への更新費用を計上致しております。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、農業施設、林道施設、治山施設、漁港施設の災害復旧のための設計費用及び工事費用をそれぞれ追加し、併せて生産者が自ら行う農業施設復旧工事を支援するための費用を計上致しております。

公共土木施設災害復旧費では、道路橋りょう及び河川の災害復旧のための工事費用を計上致しております。

その他公共施設災害復旧費では、温泉センター及び三ツ島海水浴場の災害復旧工事費用を追加

し、旧平国小学校法面がけ崩れ対策に係る設計費用を計上致しております。

堆積土砂等排除費では、宅地内堆積土砂の排除費用及び運搬・処分費用を計上致しております。歳入について御説明申し上げます。

分担金及び負担金の農林水産業費分担金では、農地及び農業用施設の災害復旧事業の生産者負担の分担金を計上致しております。

国庫支出金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金を追加し、地方創生推進交付金事業の不採択に伴い交付金を減額致しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2次配分により増額されることとなったため交付金を増額致しております。

衛生費国庫補助金では、災害廃棄物処理事業費補助金を追加し、土木費国庫補助金では、堆積土砂排除事業補助金を計上致しております。

災害復旧費国庫補助金では、町道、河川、漁港施設の災害復旧費補助金をそれぞれ追加し、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を計上致しております。

県支出金の民生費県負担金では、災害救助法適用に伴い、委託金を計上致しております。

総務費県補助金では、地域づくり夢チャレンジ推進補助金を減額し、民生費県補助金では、地域支え合いセンター設置・運営事業補助金を計上致しております。

農林水産業費県補助金では、農業施設災害復旧事業のための強い農業・担い手づくり総合支援交付金を計上致しております。

災害復旧費県補助金では、林道施設、農地・農業用施設の災害復旧事業補助金をそれぞれ追加し、治山施設災害復旧事業のための林地崩壊防止事業補助金を計上致しております。

寄附金では、令和2年7月豪雨災害に伴い、各地よりご支援いただいた一般寄付金及びふるさと納税寄附金を増額致しております。

繰入金では、前年度決算に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を追加し、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金を減額し、夏祭り及びふれあい祭り中止に伴い、ふるさと創生基金繰入金を減額致しております。

第2表地方債補正は、災害復旧事業などにより、限度額の変更及び追加を行うものでございます。

歳入歳出補正総額は、14億1,040万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億900万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は、10ページから、12ページ。歳出は、13ページから、

23ページです。

歳出から質疑を行います。13ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 14ページ、15ページ、ございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

負担金補助及び交付金で3,300万円ありますけど、小さくて強い産業づくりプロジェクト負担金っていうのがなくなった訳なんですけど、その要因として、どういうのがあったのか。また、今度どうなっていくのか伺わせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

まず、今回小さくて強い産業づくり事業の減額を行っておりますが、この件につきましてですけれども、まず先に補正の行われました中でも説明はしたところでございますが、地方創生の推進交付金の申請をクラスターの支援等、地域商社を組み立てて行っていくという事業を行ったところなんですけど、深化や高度化が少ないということで、今後これまで同様の支援策ではないかということで、不採択になったところでございます。それを受けまして、今回地域ブランディング推進業務委託料、それから小さくて強い産業づくりプロジェクト負担金、そして企業業務拡大補助金を減額をしておるところです。

ただその中でも熱帯果樹の振興事業につきましては、アボガドを中心に実施を進めてきたところで、新たに8月の二次申請を行いましたところ、採択を受けましたので、こちらの方につきましては、農業振興費で今回予算を計上させて頂いております。

それから、新たに新型コロナの対策ということで、プロジェクト負担金を500万円加えておりますが、小さくて強い産業づくり自体は新型コロナ事業に引き直しまして、コロナ禍の中で実施できるものにすり替えたところで、実施額自体は同様の額を補正の方で確保させて頂いているところなんです。

それから、今後ですけれども、次年度申請では改めて地域商社を組み立てるとということで、そこを最終目的に申請をして行きたいと思っております、地域の優れた産品を今後売っていくということになりまして、そういう収益を引き出して、それを生産者に還元していくというような事業になってまいります。ここにはこれまで、各クラスター事業で関わって頂いた事業体も含めて、同様の支援を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） 7番、柳迫です。

美術館費の中の委託料で、柳幸典つなぎプロジェクト委託料とありますけど、この事業内容をお伺いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 御説明致します。

こちら6月補正予算で先に1,050万円、予算を計上させて頂いたところではありますが、新型コロナ対策事業の一つとしまして、実施するに当たって追加して予算を確保しているものがございます。具体的には令和3年度に迎えます、つなぎ美術館の開館20周年を記念しまして、令和元年度から現代美術家の柳幸典氏を招聘して、3ヶ年事業ということで取り組んでいるものですが、ウィズコロナやアフターコロナの時代の新たな旅行スタイルということで、赤崎小学校のプールを作品としまして、屋外で鑑賞できる作品になりますけれども、1日1組だけ宿泊できるアート作品というような位置付けで、新たな地域の魅力を発信するコンテンツとして運用をするということにしております。

新型コロナの対象にもなりうるということで、今回債務負担額が3,000万円、当初予算上げておりましたけれども、その差額の分を補正で計上させて頂いております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、本山です。

私も、つなぎ美術館のことで11番の美術館費の、先程の柳幸典さんの話の上に、つなぎ美術館ウェブサイト構築業務委託料とありますけれども、その内容について説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 御説明致します。

関連しますので、備品のところの施設予備費も併せて説明をさせて頂きますが、美術館費では専用のウェブサイト、今は町のホームページに付随した形で作っておりますけれども、美術館のウェブサイトを新たに構築するものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外出自粛等を考慮し、オンライン上で美術館が主催します関連プログラムに触れられるような、そういう仕組みづくりを行うと。また、アーティストと連携した情報発信活動を強化するというものでございます。

備品では無観客プログラム等も考慮しまして、今度動画配信等にも対応できるような機材を、購入する予定でございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 機材の購入費とかちゅう話もあって、総額の、この美術館のウェ

ブサイトに掛かる費用が462万円なんですけども、町のホームページが平成27年度の当初予算の金額で102万1,000円位で、およそ4倍以上の金額となっておりますが、出来上がった後の管理の問題も出てくると思うんですよね。

今現在、役場のホームページから美術館のホームページに跳びますと、コレクションの欄とか、まったく掲示をされてない様な状態で、恐らく職員さんの負担ちゅうか、思っていたよりも手間が掛かったりして、中々更新が出来なかったんじゃないかなあってという面もありますので、その辺については、その先になりますけれども、どういう具合に考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

美術館の専用サイトになりまして、他の美術館がもう先に立ち上げてるものを確認してるところなんですけど、作品をホームページの中で見せるというような、アーカイブ風の登録をされているところがありまして、そういう風に一つ一つの作品の図録のような記録をして行きますと、相当の費用が掛かるという事で、ホームページ制作費で360万円程見込んでおりまして、どうしても写真を新たに撮り直すというような費用もございますし、音声ガイド等のナレーション、そういったものも考えておりますので、既存の町のホームページよりも委託料が高くなっているところがございます。

今後の管理運営費につきましては、美術館のホームページを入札して参りますけれども、その中でサーバーのレンタル料ですとか、メンテナンス料ですとか、美術館でも簡単に修正が加えられる様にして、入札の中で、どの位のメンテナンスが掛かるのかというの、把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。14、15、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、16ページ、17ページ、質疑ございませんか。4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 4番、澤井です。

16ページの災害救助費の12番、委託料の中で、地域支え合いセンター設置運営委託料571万9,000円とありますが、これは先程の説明で、県からの補助で成り立つ様でございませんか、この内容の説明と、期間的なものはどうなるのか、御説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 地域支え合いセンター設置運営委託料につきましては、今回

の豪雨により被災し、仮設住宅に入居される方、町営住宅等に移られ、住まわれている方々、この方々は、新しい住居での生活となりまして、住み慣れない地域で入居後、ストレスやコミュニケーション不足等により、体調を崩す方等が予想されることから、先程御説明にありました県の補助事業を利用した委託事業としまして、仮設住宅等への入居者への訪問、健康、生活等での困り事相談、他機関との連携、コミュニティーづくりを支える交流活動支援等を実施し、これらの活動を通じて孤立化、引き籠もり等を防止し、安心した生活が送られる様に支援する事業という形になっております。

期間につきましては、通常仮設住宅、当初計画では2年という形になっておりますけれども、熊本震災等々の仮設住宅の入居者を見ますと、2年以上住まわれている方もおられますので、仮設住宅から出られる迄の期間は、実施していきたいとは考えてはおります。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 6番、橋口です。

今、澤井議員のところと同じなんですけども、仮設住宅は2年ってなりましたけども、今後期間っていうのは、結構長くなる可能性も出てきますよね。支援をしなきゃいけないってのが。それで、これは100%県が行う事業なんですけど、その後もし2年で終わった後、社協に委託されてますので、スタッフを何人予定されてるのか、それを聞きます。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） あくまで県の補助事業で町が実施するんですけども、補助期間っていうのは今のところ、何処まで続くのかというのは確認出来ておりません。

あと、その人員につきましては、津奈木町の場合は仮設住宅1箇所、さくら団地のところに来る訳ですけども、こちらの仮設住宅と、町営住宅、丸岡団地等に移り住んでおられる方々もおられます。ですので、比較的、今の津奈木社協がある範囲内で、廻れるというところでしたので、津奈木社協さんを予定はしております。

それと人員配置についてですけども、主任を1名と相談員を1名、計2名という形で社協さんとは話をしておりますけれども、2名を予定して実施したいと考えております。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 分かりました。

それで期間がどれ位になるか分からないということですけども、県が行う事業ですけども、この2年を過ぎた後でも、県が行ってくれるんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 先程お話しましたが、2年以上という事については確認は出来ておりませんので。確定出来てるのは2年、実施出来ると考えております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。8番、村上義廣君。

○議員（8番 村上 義廣君） 災害廃棄物処理費ですけども、17ページですね。この中で、被災家屋等の解体また撤去処理業務委託料とありますが、今現在、町、役場自体と家屋を持ってられる家主さんとの話し合いというか、そういうのはどこら辺まで進んでいるのか。

この前の台風10号が来る前から、もうこれはずっと分かってたんだと思うんですが、今現在、未だ手付かずで、そのままの状態なんですよ。だから私が心配したのは、そのまま、あの解体せずにそのまま、もう壊れそうな家をそのままとして、今度の台風10号のときに、もしあれが瓦がバンバババーンと飛んだりしたら、大変な各近所の辺りに迷惑を掛けるんじゃないかと心配してたんですけども、幸いにして今回の10号の場合は、あんまり被害がなかった様でございますが、このまま放っというて、次の時にどうするのか、もう出来れば早めに家主の方と話し合いをして、撤去をするならするなりの処置をした方がいいんじゃないかと思えますもんですから、今現在、どこまで話が進んでいるのかを、お願い致します。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、久村庄次君。

○住民課長（久村 庄次君） 被災家屋解体撤去処理業務委託料3,276万1,000円については、公費解体の対象となる条件として、罹災証明の判定が半壊以上の家屋になっており、本町においては15世帯が対象で、公費解体相談窓口に来られた9世帯を計上しております。

なお施工については、年内を目途に解体を行う予定であります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、18、19ページ、ございませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 農業振興費で、熱帯果樹振興プロジェクト負担金691万円の内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

平成28年度から、令和元年度まで取り組んだ、小さくて強い産業づくり事業の内、熱帯果樹クラスターを発展させる形で取り組んでいくものです。財源は地方創生推進交付金を使いますが、稼げる町をつくと共に、安心して働ける様にする事を実現するために、令和2年度から4年度迄の3年間で、熱帯果樹、アボガド等の産地化に向けて重点的に取り組むという事しております。

事業内容としましては、熱帯果樹の専門家とアドバイザー契約を結びまして、着実な事業推進を図りながら、生産拡大のために苗木生産システムを構築を致します。併せて熱帯果樹に関する

セミナー、あるいは勉強会を、アドバイザーと連携しながら実施を致します。それと加工品の開発とか、ブランドイメージの創出を行っていきます。

これらの必要な経費は、町と経済団体、それから生産者等で組織する、津奈木町熱帯果樹協議会を設立し、そこへ活動負担金として拠出をする事になります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 町長肝煎りの新しい産業づくりという事で取り組まれる事で、非常に良い事だと思うんですけども、このプロジェクトのメンバーは、どの様な方が対象になられてるのでしょうか。

具体的に言いますと、令和元年度末から当初にかけて、苗木の配付を希望者にはしたんですけども、そういう方も入るのか。宜しくお願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） この果樹振興協議会につきましては、今予定しておりますのは、商工会会長、あるいはJ A、または熱帯果樹生産者の方々、それと物産館の所長等を考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） そこで熱帯果樹生産拡大設備等の事について、またお伺いをしたいんですけども、500万円の内訳を教えてくださいなんですが。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 500万円につきましては、生産拡大や加工品製造に必要な設備整備に対して補助を致しますので、苗木導入も含めまして、製造機器、事務機器、それから製造設備辺りの機器の購入について500万円上限で、交付するという事になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） その導入補助金は、今の答えだと、そのプロジェクト全体に対してされるんですか。それとも個人とか、そういうグループに対しての補助金の様な形になるのでしょうか。設備とかですね。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） これは生産事業体、また新たな品種導入を行う生産事業体と言いますか、個人等につきましては、この設備については今のところ考えていないということです。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時01分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 町内に事業所を設置して、団体としての組織及び責任所在が明確である事業体、事業所、団体等を今のところ考えておりますが、これは未だ決定ではございませんので、決定してからという事になります。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 今から募集をかけるという事で、よろしいですかね。

そしたら、その時の補助率は、小さくて強い産業づくりの時は75%の補助率だったと思うんですけど、今回はどの様に考えておられるのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 補助率は4分の3以内という事でございます。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 限度額としては、その予算内でちゅうごた感じで考えておられるんですか。それとも状況によっては、もうちょっと増額して、今年度に出すのも、追加補正なりかけてもらって、じゃんじゃん積極的にやるよみたいな感じで考えておられるのか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今のところは上限500万円という事で、予算内という事を考えております。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。18、19ページ、ほかにございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

19ページの観光費の中で、観光拠点化マスタープランとか、Wi-Fi、多分この辺が関連していると思いますので、Wi-Fiとか去年設置したと思うんですけども、今度はどういうところに設置するのかと、その辺の内容を教えて頂ければと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

先ず観光キャンペーン、マスタープラン、それから観光施設のWi-Fi、それぞれ関連しておりますので、説明させていただきますが、新型コロナの事業として実施する訳ですけれども、一刻も早い終息が期待させる一方ではありますけれども、住民の安心・安全を第一にしつつ、その新型コロナウイルス感染症と共存する、新たな生活様式へ順応する事が求められております。

国でも新しい生活様式に沿った旅行スタイルに対応する、着地型の観光、そういったものを整備していく事が重要だという事で、示されておりますが、先ず観光キャンペーン、これはウイズコロナ時代の、新しい観光の形に対応しましたキャンペーンを実施するものでございまして、2,000円以上お買い物をされた方に、500円のクーポンをお渡しして、集客を図るというもの。また、オンライン配信によりまして、双方向で交流体験が出来る様な、コミュニケーションが図れる様なツアーの実証実験も行いたいと考えております。

また、マスタープランの策定ですけれども、こちらは四季彩周辺の魅力アップを図って、そして町内の周遊ですとか、宿泊施設の整備を見据えた形で、新たな観光スタイルを構築すると。そのためのマスタープラン、基本構想を策定するものです。これは第7次水俣芦北振興計画の方にも掲載しているものですが、つなぎ温泉四季彩周辺の魅力アップ事業を進めるという事にしておりますので、その基本構想になるものでございます。

また、Wi-Fiの設置委託料ですけれども、久村議員が先に言われました、既に整備済みではないかという事でございますが、百貨堂や四季彩の施設内での利用が出来る様なWi-Fiは、設置済みでございますが、これは主に四季彩周辺、百貨堂、旧赤崎小学校、そういった主要な観光スポットを屋外で、公衆の無線LANを利用出来る、フリーのWi-Fiが利用出来る様な通信設備を整備するもので、場所としましては、3箇所の設置を予定しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 1番、宮嶋です。

18ページの商工費なんですけど、この中で、つなぎ応援商品券事業交付金4,500万円組まれてる訳なんですけど、非常に即、町民皆さんに喜ばれる政策かなと思ってます。その今後の内容、方法、期間、そこの点を説明の方をお願いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

つなぎ応援商品券事業ですけれども、こちらも新型コロナウイルス感染拡大によりまして、疲弊しました消費を回復させるため、全町民に1人1万円の商品券を配付し、町内の消費需要の喚起と、町の経済再生を図る事を目的に、実施するものでございます。

10月1日を基準日と致しまして、対象者を抽出致しました後に、印刷物ですとかを製造致しまして、また利用可能店舗へも呼びかけを致しまして、早ければ商品券の発送を10月下旬には発送して、11月1日から12月末迄の2ヶ月間で利用出来る様な事で、今のところ組み立てております。

換金期間はその後、1月末を目途に換金期間を設けようと思っておりますが、未だ計画段階で

すので、期間については、これから検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 同じく商工費の18番、負担金補助及び交付金の中で、小規模事業者総合支援補助金600万円が組みれておりますが、この内容の御説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

小規模事業者総合支援補助金ですけれども、新型コロナウイルス感染症や7月豪雨の影響を受けまして、経営に支障を来しておられる地域事業者を支援するため、事業継続のための支援を行うものでございます。補助金のメニューとしては、3種類の支援メニューを考えておりまして、小規模事業者の持続化補助金、これは国の小規模事業者の持続化補助金の採択を受けた事業か、若しくは、それに類する事業を実施される事業所に対して、補助を行うもので、補助率は3分の2で、国の補助を受けて実施される場所には、上限30万円を。独自で実施される場所には10万円を考えております。

また、店舗整備事業の支援補助金としまして、新しい生活様式に対応するための店舗内装、外装も含めたところで、工事を実施されたり、備品を入れられたり、また消耗品を入れられたり、そういった店舗に必要な事業費を2分の1補助するという事で、こちらも限度額50万円を予定しております。

それから、専門家の派遣等への支援補助金という事で、アドバイザーを依頼されたり、また行政書士やデザイナー等への事務委託等を行う場合に、補助率は上限限度20万円を交付するという事で、以上、3種類のメニューを考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

先程の宮嶋議員の方の、つなぎ応援商品券ですけど、それに付属して質問したいと思いますけど、10月下旬からとか、交付すると言いましたけど、前回のコロナ対策で10万円寄附とか色々あって、その配付方法とかも懸念されると思うんですけど、こういった町民への配付のやり方を考えておられるのか、伺います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 配付の方法ですけれども、今のところ対象とされました、住民票で記載されてる、10月1日現在の世帯主の方に対して、こちらの方から簡易書留で、世帯主宛に郵送をする予定にしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 6番、橋口です。

商工費の方に戻りますが、観光キャンペーン実施業務委託料っていうのがあるんですが、この内容とすれば、資料の中で、観光連携キャンペーン等支援事業で、クーポン券500円が1,400人って書いてあるんですよね。これ1,400人で足りるんかなって。この前の時にも500円で、ありましたよね。1,000円したら500円が返って来るっていう事でしたんですが、私達にのさらなくてですね、人数とか多くして貰ったら嬉しいんですが、どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 未だ実施前ですので、売れ行きがどの程度になるのか、まだ把握はしていませんけれども、確かに送料無料キャンペーンとかは、先に実施を致しましたが、直ぐに完売してしましまして、今回は送料無料キャンペーンの方は、拡充しておりますけれども、今回のクーポン券につきましては、初めての取り組みですので、1,400人でやってみて、内容を確認したいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 商工費の先程の下の方で、工事請負費で1,484万円、RVパークスマート整備事業とありますけれども、その内容は大体分かったんですけれども、その上の段にです。低炭素型観光地域づくり推進業務委託料と書いてありますが、低炭素社会の構築ちゅうか、それに町としても付与するような感じでっち考えんですけど、低炭素と言え、車と言え、電気自動車なんかもあるんですけども、残念ながら芦北町と水俣市には充電箇所がありますが、津奈木町には未だないと思うんですが、それも含めて今後、工事をするつもりはないのかを、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答え致します。

先ず、この低炭素型観光地域づくり推進業務委託料ですね。内容としましては、観光のウェブサイト構築するものの、グレードアップになります。当初予算で、低炭素型観光地域づくり事業という事で、環境省の環境首都水俣芦北地域創造補助金というのを使っておりますので、こちらの名称になっておりますけれども、そちらで低炭素の事業という事で体験プログラムですとか、人材育成講座ですとか、ウェブ構築も行う予定にしております。

さらに、新型コロナの感染症対策事業としまして、ウェブサイトのグレードアップを図るための予算を、今回、追加をしているものでございます。そのサイトを見て、町に来て頂きたいとい

う思いもありまして、観光プロモーションになるような、例えばVRツアーの制作ですとか、そういうものを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、本山です。

電気自動車の充電箇所について、お伺いしたと思うんですけど。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 電気自動車の充電箇所の予定は、今のところございません。

RVパークを整備しまして、キャンピングカーの電源の提供というところを、今年度は考えておりまして、需要を確認しながら、今後は考えて行きたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） それでは、20ページ、21ページでございます。質疑ございませんか。

1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 1番、宮嶋です。

住宅建設費の中で、定住促進住宅建設工事設計業務委託料っていうので、染竹地区が対象になってます。この中で、2棟4戸の予定で計画されているっていうのは伺ってますけど、その敷地上の面積で、2棟4戸しか出来ないのかを、伺いたと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今のところは、コンサルに委託をしまして、調べて貰いました。今のところ余裕をとって、2棟4戸という形にしております。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 今の話、前回も上原団地を対象として、そちらの方に移転というのが、最初の予定っていうか、その関係で、この住宅を計画されてる訳なんですけど、その中で上原団地は6戸、住まれています。それとこういう対応っていうのは十分、住民の方と話し合いをされているのかを伺いたいんですけども。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） アンケートは採っております、様々な意見がありましたけれども、今の実際住んでおられる住宅自体が、もう耐用年数を過ぎておりますので、それも兼ね合まして新しく作るという形になっております。

一応移転して頂くという事になるというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 敷地的には、少しは何か、別に2棟じゃなくても3棟の敷地があ

るんじゃないかなという様な話も耳にしますので、そうした時には、折角作るんだったら、3棟の6戸を予定して頂きたいなと思っておりますので、また最後に検討して頂きたいと思います。

宜しく申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

農業災害復旧費の中で、負担金補助及び交付金、強い農業担い手づくり総合支援補助金と、小規模災害支援。この二つの内容説明をお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） この事業につきましては、今回の被害を受けられた方、その方の農業用ハウス等ですね。その再建、修繕等を支援するための被災農業者支援型の補助金という事になります。

営農再開に向けて、早期の復帰を行うためのものでありまして、対象者は現在4名、申請をされてる形です。5箇所のハウス等の再建という形になります。

引き続き、小規模災害復旧事業補助金ですけれども、これは豪雨によりまして、農地及び農業施設が現在多数被害を受けているところですけども、その中でも、国庫補助災害復旧事業に該当しない小規模な災害復旧箇所について、町単独の復旧事業の制度を新しく作ったという事になります。

耕作放棄を防止し、早期に営農再開を行ってもらう目的で、農家の支援を行うという形になります。農地につきましては、事業費の70%補助致します。それから農業施設につきましては、100%補助するという事で、計上致しております。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 70%補助と、全額補助とありましたけれど、今後も続けられて行くのか、本当に有り難いことだと思います。今回、大変な災害を受けた場所もありますし、そういう事を考えてですね、非常に大変良い事だと思いますけど、今後、続けて行けるのか。そういう方向で考えられているのかを、お答えをお願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今回、農業関係、被災者に対しての援助というのはありますので、私としても非常に高齢化が進んでおりますので、継続をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 20ページの、消防費の災害対策費の委託料のところ、被災者等入浴支援業務委託料とあるんですが、この内容をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

7月7日から、自衛隊、警察、それから被災者の方々に四季彩を無料で利用して頂きました。この委託料として、四季彩に支出するものでございます。自衛隊におきましては、7月18日迄、御利用されております。また四季彩につきましては、7月20日から通常営業となっておりますので、7月19日迄の集計につきましては、自衛隊の方、延べ872名、警察の方が261名、町外の方を含む被災された方、こちらが19日迄の計算ですけど、1,410名、合計2,543名の利用がっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。8番、村上義廣君。

○議員（8番 村上 義廣君） 8番、村上です。

小学校費の中の学校管理費について、お尋ねを致します。この工事請負費が1,716万6,000円上がっておりますが、これ今、小学校特別教室空調設備整備工事となっておりますけれども、ずっと言われてきておりましたけれども、特別教室だけが今回、教室と分けられて設置をする様になったのか。5部屋と書いてありますけれども、5部屋というのは、何処と何処と何処なのか。各学年毎に特別教室があるのか、このところをお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、下川秀美君。

○教育課長（下川 秀美君） お答えを致します。

令和元年度に、普通教室のエアコンの整備を致しました。今回は、新型コロナ感染拡大対策防止という事で、3密を回避するために、特別教室5部屋についてエアコンを整備を致します。5部屋については、音楽室と家庭科室と図工室、資料室、児童会室、この5部屋になっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 私は学校管理費の事について、お伺いをしたいと思います。

ICTの情報機器が、この前の議会の際に、町長から全学年ICT導入という事で、今回上げて頂いた訳ですけれども、その導入時期については、年度末にしか出来ないもんなんではないでしょうか。それとも順次、購入が決まり次第入れて、出来るところからでも、実際、学校の中で使うよという様な動きがあったら、教えて頂きたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、下川秀美君。

○教育課長（下川 秀美君） お答えを致します。

今現在の進捗につきましては、先ずはLANの環境整備が未発注の状態ですので、先ずそれを発注を致しまして、進捗に応じて1人1台の端末機械の発注をかけて行きたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。4番、澤井静代君。

○議員（4番 澤井 静代君） 4番、澤井です。

先程の村上議員の質問に関連してですが、小学校特別教室空調整備工事が、何で今なのかっていうのを聞かれたんだと思うんですね。令和元年度に教室全体を空調整備を行った時に、何で特別教室だけが外れたのか。そこを聞かれてたと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

令和元年度に空調設備を整える時に、全部をやるかと思ったんですけども、使用頻度の件で、先程の5つの部屋というのは、使用頻度が、少ないと。その時点において。ですから確実に普通教室の方を先にやって欲しいという、学校側の願いがありましたので、それを受け入れた状況でございます。

ただ今回の様な事がございますと、そこもきちんとしておいた方が、今後のために良いと判断致しまして、この様な事になりました。

以上です。

○議長（川野 雄一君） それでは、22、23ページ。7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） 7番、柳迫です。

治山施設災害復旧費の中の委託料で、林地崩壊防止工事で、設計委託料の2,400万円くらいがついていますが、この場所をお伺いします。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 場所につきましては、福浜が3箇所、これは合串、浜口、京泊地区になります。それと岩城地区が2箇所、城地区、岩取地区、合計の5箇所という事になります。

○議長（川野 雄一君） 7番、柳迫好則君。

○議員（7番 柳迫 好則君） ちなみに工事内容をお聞かせ下さい。どういう施工をするのか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今現在、色々調査しておりまして、工事方法につきましては未だ未定なところがあるというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

22ページ一番下の、三ツ島海水浴場災害復旧工事。これは一昨年だったですかね、記憶が曖昧ですけど、この時も災害が起きて、工事をやったと思われるんですけど、また同じところなのか。もし同じところだったら、今後は考えなきゃいけないのかなと思うんですけど、如何ですか。お聞かせ下さい。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

三ツ島海水浴場の復旧箇所ですけれども、今回復旧するところは2箇所ございまして、1箇所は先程久村議員がおっしゃいましたとおり、前回工事を行いまして、スロープを直したところでございます。もう1箇所が施設のトイレ側から、海岸に降りていくコンクリートの部分でございます。その2箇所が、7月豪雨で海の水もそうですけれども、裏の道から流れてくる流水によって陥没しまして、崩落したという事でございまして、非常に危険な状態であるために、復旧を行うものでございます。

復旧のやり方としましては、今後予算を確保しましてから検討はしていきますが、以前の様にコンクリートで固めるという様なやり方ではなくて、海岸に向けて、自然に砂利や砂等で、自然に勾配をつける様な施工を考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございせんか。3番、上村勝法君。

○議員（3番 上村 勝法君） 3番、上村です。

23ページの、その他公共施設災害復旧費の中の、旧平国小学校法面崖崩れ対策工事業務委託料とありますが、こちらの方は、旧平国小学校も大変広く3箇所程、崩れたと思うんですが、旧平国小学校自体の施設をかなりの経費を費やして、整備をしていると思うんですが、今後とも安全に施設を利用出来るのか。採算っていうか、今後の計画がその通り実行されるのか、今の時点でどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 施設利用の方で、私の方からお話をさせていただきますが、平国小学校の崩壊で校舎直ぐ近くまで崩れている状況で、基礎部分まで来ているという事で、今回外部改修等も入る予定でございました。また政策企画課の方でも、新たなIT産業等や、アトリエ等を工事する事にしておりました。

ただ現段階では復旧の目途が立っていない、また2、3年程度掛かるんじゃないかというところで、環境省の補助を受けて実施する事としておりました、平国小学校の利活用事業については、一旦白紙に戻しているところでございます。環境省の方にも、取り下げ申請を今行っているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございせんか。1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 1番、宮嶋です。

最後になりますけど、堆積土砂等排除費の中で14番、工事請負費が2億3,200万円上がっ

てますけど、排除する土砂の対応ですね。どんな風にやるのか内容を説明してもらいたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 堆積土砂排除費ですけども、工事請負費3項目あります。うち一番上のものが総務課対応、その下2つが振興課対応ですので、別々にお答えをさせていただきます。

宅地内の堆積土砂排除工事につきましては、土砂崩れによって宅地内への堆積土砂、これを国及び県の堆積土砂排除事業により撤去するもので、申請があった宅地の土砂撤去を町が町内業者に委託をして実施するものです。経費は町が負担を致します。今現在、申請は58件あっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） それでは残り2つにつきまして、御説明致します。

先ず下の4,100万円につきましてですけども、合串、福浦漁港に仮置きをしております津奈木工業団地迄の土砂運搬費用、及び津奈木工業団地内でダンプから荷下ろしをしましたので、それを高く積み上げております、その整理作業。また合串、福浦漁港内の仮置きした後の路盤工事に係る経費を計上致しております。

それから1億2,100万円ですけども、これは集めました津奈木工業団地内の堆積土砂、今現在推定1万5,000立米ですけども、それを排出しなければなりませんので、排出先は龍ヶ岳町に有ります処分場、そこまで持って行く必要があります。工業団地から、先ず積み出し港である合串漁港まで積み出して、その運搬する費用。それから合串漁港から処分場までの、運搬船による運搬費用、及び捨土するための捨土処理料ですね、その費用。それから最終的に津奈木工業団地内の、積み出し後の跡地の整地を計上致しております。

○議長（川野 雄一君） 1番、宮嶋弘行君。

○議員（1番 宮嶋 弘行君） 今伺った中で、1回この団地の方に運ばれるという事なんですけど、最終的には龍ヶ岳の方に持って行かれると。その中で、合串漁港から出されるという事なんですけど、結局その工程ですね、そこで、そこにある程度運ぶ量に対して、どういう運搬のされる量なのか分からないんですけど、その量に対して、わざわざまた、こっちに持って来る必要があるのかっていう事が疑問なんですけど、そういったところの内容をしっかりと踏まえて、無駄のない運搬をして欲しいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） では、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、ここで質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。歳入は、10ページから、12ページです。

まず、10ページ、11ページ、歳入でございます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） では12ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和2年度津奈木町一般会計補正予算（第6号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

ここで、新型コロナウイルス感染症予防の換気のために、45分まで暫時休憩致します。

午前11時35分休憩

午前11時45分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第9. 議案第37号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第37号令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第37号令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入では、前年度の介護給付費などの決算に伴う国庫負担金及び県費負担金をそれぞれ追加致しております。

歳出におきましても、前年度決算に伴い、負担金等返還金及び一般会計への繰出金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は、540万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,260万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ。歳出、7ページです。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第38号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第10、議案第38号令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第38号令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳出では、ため池水位計取替工事を追加致しております。

歳入では、補正予算の財源確保のための事業運営基金繰入金を追加致しております。

歳入歳出補正総額は60万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,790万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して行います。

歳入、6ページ。歳出、7ページです。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第39号 津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第11、議案第39号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第39号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害による公共土木施設や、農林水産業施設の甚大な被害の復旧に対応するために、土木技術職員の中長期派遣を県にお願い致しております。この派遣職員に係る災害派遣手当を災害対策基本法等の規定により支給する必要がありますので、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号津奈木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決しました。

---

**日程第12. 議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について**

○議長（川野 雄一君） 日程第12、議案第40号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第40号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置の作業に従事した職員に対し、国に準じて特殊勤務手当の支給に係る特例措置を講じるため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定する事に、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決しました。

---

**日程第13. 議案第41号 津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について**

○議長（川野 雄一君） 日程第13、議案第41号津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第41号津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す

る基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準の改正により、中山間地域や離島等においては、主任介護支援専門員の人材確保が特に困難と考えられるため、管理者を主任介護支援専門員としない要件を認めるため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号津奈木町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定する事に、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第14. 議案第42号 津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第14、議案第42号津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第42号津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金が、管内市町と差異があったため、納入者の負担水準に変更するにあたり、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号津奈木町急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第15. 議案第43号 津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第15、議案第43号津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第43号津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正について御説明申し上げます。

水道組合施設への補助金につきましては、これまで新設や改良等の事業費のみ支給していましたが、今回災害復旧に係る事業にも支給できるよう、新たに補助率を制定するものでございます。なお災害復旧事業の補助率は100分の50以内としております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 5番、久村です。

今回の災害復旧に係る事業を50%以内とする事、ありがたいと思います。しかしながら各地区で管理されている簡易水道なり組合とか、お金をあまり持ってなくて、こういう災害の時にはもう少し色を付けて頂いて、色々こう小災害でも70%とか出るという風になっておりますが、70%位にして頂いて、また今後、補助金35%以内、この辺をもう少し見直して欲しいなと思って、今後見直して頂ければと思いますけど、如何でしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今度新たに設けましたので、これから検討していきたいという風に考えております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号津奈木町水道施設整備補助金交付条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定する事に、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決しました。

---

日程第16. 認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22. 認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（川野 雄一君） 日程第16、認定第1号令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第7号令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、さきの議会運営委員会で、所管の常任委員会へ付託する旨の答申がっておりますので、一括議題と致したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までの7議案は、一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、一括議題としました議案について、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までの7議案は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号までの7議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

---

### 日程第23. 同意第8号 津奈木町教育委員会委員の任命について

○議長（川野 雄一君） 日程第23、同意第8号津奈木町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第8号津奈木町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員の寺床浩治氏が令和2年9月30日の任期満了を最後に、御退任される事となりました。寺床委員におかれましては、長きに渡り教育行政の発展に御尽力頂き、その功勞に対して深く感謝申し上げますところでございます。

そこで寺床委員の退任に伴い、新たに渕上幸哉氏を御推薦申し上げます。浜崎出身の渕上氏は性格温厚で、津奈木小学校の子供達の登下校の見守りや、津奈木町総合型地域スポーツクラブの中で、バスケットを通じて小学生、中学生への指導、及び心身の健全育成に尽力されている事から、教育委員として最適任者であると考え、ここに御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第8号津奈木町教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件について、これに同意することに、賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第24．報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（川野 雄一君） 日程第24、報告第3号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第3号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告致します。

先ず健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がなく、また将来負担比率も算出されない結果となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度1.7%から1.8%と増加致しております。

次に公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業ともに資金不足がない結果となっております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。これで、報告第3号を終わります。

---

日程第25. 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（川野 雄一君） 日程第25、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を、別冊のとおり報告致します。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。これで、報告第4号を終わります。

---

日程第26. 報告第5号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（川野 雄一君） 日程第26、報告第5号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第5号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明申し上げます。

地方自治法第221条第3項の法人について、同法第243条の3第2項の規定により、所用の書類を議会に提出するものでございます。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。これで、報告第5号を終わります。

---

日程第27. 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に  
対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（川野 雄一君） 日程第27、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを、議題とします。

提出者の説明を求めます。総務振興常任委員会委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員会委員長（久村 昌司君） 発議第1号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、県内はもとより国内全域に拡大の一途をたどっており、地域経済や地域社会への影響は甚大で、住民の生活不安は益々大きくなっているところです。また、この影響に伴い、地方税並びに地方交付税においては今後大幅な減少等が見込まれることから、地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、自治体や地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠と考えられます。

このことから、本件に関して、国に対し強く要望いたしたく存じますので、議員各位に対しご賛同のお願いを申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号について討論、採決を行います。

発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することに致します。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れでした。

午後0時10分散会

---



---

令和2年 第3回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和2年9月17日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年9月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(9名)

1番 宮嶋 弘行君	2番 本山 真吾君
3番 上村 勝法君	4番 澤井 静代君
5番 久村 昌司君	6番 橋口知恵子君
7番 柳迫 好則君	8番 村上 義廣君
9番 川野 雄一君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	振興課長	椎葉 正盛君
住民課長	久村 庄次君	ほけん福祉課長	葦浦 祐一君
教育課長	下川 秀美君	会計課長	財部 大介君
農業委員会事務局長	坂本 輝一君		

---

## 令和2年第3回定例会

### 一般質問通告表（令和2年9月17日（木）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①令和2年7月豪雨災害後の復興支援について	①本町で起きた災害被害状況及び現在の復興の進捗状況はどうなっているのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②町報8月号に紹介された復興に向けた生活支援が行われているが、それぞれの支援の対応は順調に行われているのか。また、減免期間の延長などを行う必要があるのではないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料所得段階の拡充について	①65歳以上の介護保険料所得段階は、市町村によって段階数が異なっている。本町の段階数は、何段階で、なぜこの段階数になったのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②第1号被保険者の保険料は、介護保険・財源負担割合では23%を確保しなければならない。 そのために、本町の段階数では、ほかの自治体よりも保険料が高くなっている。合計所得金額400万円以上、500万円以上、それ以上の段階を新設して、保険料の軽減ができないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
③学校給食費の補助金継続について	①新型コロナウイルス感染症対応の学校給食費補助金事業は、令和3年3月までの町単独事業だが、新型コロナウイルスの終息は先が見えない状況で、このままの状況が続くならば、経済や生活の衰退が考えられる。新型コロナウイルスの終息までは子育て世帯への生活支援が必要であり、給食費補助金の継続をすべきではないか。	町 長 及 び 担 当 課 長		

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
2	久村 昌司	①庁舎周辺の冠水対策について	①7月4日未明の豪雨により役場周辺は通行止めとなったが、職員の人たちはどのように出勤し現場移動を行っていたのか。また、改善センターの避難者はどうしていたのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②さくら団地は今回冠水しなかったのに、団地側から庁舎へ出入りできるよう、また、駐車場の嵩上げなどの対策が必要ではないかと思うがいかがか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②農作物被害の今後の対応について	①豪雨災害での被害はどのくらい確認されているのか。また、今後はどうしていくのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②去年3月の一般質問の時、町長の答弁が「小規模災害の補助金については前向きに検討する。」との答弁であったが、その後どうなったのか。今回のようなときこそ、必要ではないのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③家屋等被害の対応について	①家屋被害はどれくらいあったか。また、現時点での状況は。土砂撤去などで県からの補助金が受けられると聞いているが、どうなのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②敷地内の土砂撤去はするが、その他は自己負担と聞いたが、崩れた場所が他人の土地で今後も雨が降って再度崩れそうな場合どうするのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③県からの補助に該当しない個所は、少しでも安心して住めるよう町単独で補うことはできないのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		④里道等の原材料支給について	①里道等は原材料の支給となっているが、2次製品の支給も含めてもらえないのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
3	本山 真吾	①河川に堆積した土砂の撤去について	①7月の大雨によって津奈木町の各河川に大きな石等が堆積している。このままの河川の底が上がった状態では、今後大雨時に氾濫の原因となったり、護岸の損傷の原因になりかねない。 土砂撤去の今後の対応、対処、予定など説明を伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②津奈木川において、竹中近辺より上流の護岸が今回の7月大雨により、著しく損壊してしまった。これまでも幾度となく損壊している。これは降水量も原因だが、そもそも河川の湾曲している形状により、護岸が水圧や土砂などによる水衝部が発生するからと考えられる。 今後は、改修に力を入れ計画的に河川工事を行い、安心安全な河川へ改修すべきではないか。 今後の方針について伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②土砂崩れ災害等の被害防止について	①先の7月豪雨災害で起きた平国地区の大規模な土砂崩れは、危険指定個所外で発災した。今後は危険個所を見直し、災害防止に努めるべきである。 砂防ダムや治山工事等の計画と方針について伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		③建設中の応急仮設住宅について	①現在さくら団地内に建設中の仮設住宅について、お伺いします。 一般的に仮設住宅は、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など災害時の緊急的な住居施設として建設されるが、過去の事例では、入居後ストレスやコミュニケーション不足などにより体調を崩すなどの入居者も何割かいたそうです。本町で今回建設する仮設住宅はどのような配慮を行い建設するのかをお聞きいたします。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②災害救助法によれば仮設住宅の入居は完成の日から2年間となっている。 しかしながら、熊本地震では多くの方が2年後も仮設住宅を退去できず、熊本県は昨年10月最長5年間に入居延長した。本町においてもこのようなケースも考えられると思うが、対策は考えているのか。また全員無事退去が完了した後の施設の使用についての構想はあるのか伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

- 議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

- 議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

3名の方から質問通告を受けております。

質問及び答弁時間は、1名につき、60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願いいたします。

また、執行部も、明快、かつ簡潔なご答弁を御願いたします。

本日の、質問順番をお知らせします。1番、6番、橋口知恵子君、2番、5番、久村昌司君、3番、2番、本山真吾君の順番とします。

まず最初に、6番、橋口知恵子君の質問を許します。6番、橋口知恵子君。

- 議員（6番 橋口知恵子君） おはようございます。6番、橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日通告致しましたとおりに順次質問致します。町長を始め、担当課長は、簡潔、明確に、進展ある答弁をよろしくお願い致します。

先日の令和2年7月豪雨災害は、甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた皆様に、お悔やみと、お見舞いを申し上げます。行政は被災者の方々が一刻も早く、安心した生活が送れる様に、また農業の再開等出来る様に、これからも親身になり対応して頂きます様お願い致します。

さて、嬉しいニュースの一つです。大坂なおみ選手が、全米オープンで2年振り2度目の優勝を飾りました。今回注目されたのが、大坂選手がコートに入る度に着けていた黒いマスクです。マスクには白字で、白人警察官によって命を奪われた、黒人犠牲者の名前が書かれていました。全米で立て続けに起こっている事件について知り、人種差別問題に興味を持って欲しいとの思いから、試合毎に違う名前が書かれたマスクを着用し、用意した7枚全てを着ける事が出来ました。

スポーツにこういう行為は、あるまじき事となっているようですが、大坂なおみ選手の勇気ある行動に、賞賛の声が上がっています。犠牲者の家族からも感謝の声が届いてるとの事。こう言う勇気ある行動が取れる事が、とても素晴らしく思いますし、また元氣も貰ったところです。これからは怪我には気を付けて頑張ってもらいたいと思います。

さて今回は、1、豪雨災害後の復興支援、2、65歳以上の介護保険料所得段階の拡充、3、学校給食費補助金継続について質問します。

1、令和2年7月豪雨災害後の復興支援についてです。7月3日夜から、4日の朝方までの大雨で眠れぬ夜を過ごし、一夜明けると町内に甚大な被害が起きている事が、徐々に分かってきま

した。早々に役場職員、消防団、自衛隊と多数の人達が災害の対応に追われました。奮闘された皆様に敬意を表します。あの7月豪雨から早いもので、2ヶ月半が経過しました。それでは質問です。

1、本町で起きた災害被害状況及び現在の復興の進捗状況は、どの様になっているのでしょうか。範囲が広いですが、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 先ず私の方から被害状況について、お答え致します。

罹災した住家が、全壊4件、大規模半壊2件、半壊10件、準半壊12件、一部損壊77件で、合計105件ありました。その他被災した小屋等の非住家、これが41件、車や家財等が49件となっております。

次にインフラ関係ですが、公共施設が、旧平国小学校、津奈木中学校、四季彩、美術館、丸岡団地の5箇所。町道が18路線、26箇所。町管理河川が18河川、27箇所。漁港が1漁港、2箇所。林道が5路線、15箇所。農道が5路線、9箇所。農地50箇所。頭首工、これ井堰のことですが、これが5箇所。それぞれ確認しております。

また住宅内の土砂撤去依頼が61件の方から、あっております。

次に進捗状況はという事ですが、担当課毎にお答えを致します。

先ず総務課からお答えします。住宅内の土砂撤去ですが、61件のうち既に43件完了しているとの事です。

総務課関係は、以上です。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） それでは公共土木や農林水産業に関する、補助災害の復旧状況につきまして御説明致します。

現在災害査定を受けるための、査定設計書を作成委託中です。漁港施設災害復旧事業につきましては、先日15日に水産庁により査定が終わりました。

また農地、農業用施設災害につきましては、11月2日から毎週20件程度のペースで、11月一杯を使って査定が予定をされております。

林道災害につきましては、11月9日から13日までの期間に。

また町道や河川等の公共土木災害につきましては、9月28日から始まり、12月までには査定を終える予定です。

災害査定が終了次第、順次災害箇所の実施設計を行い、入札を進めていく計画にしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、久村庄次君。

○住民課長（久村 庄次君） 次に住民課から、災害廃棄物の処理状況について御説明申し上げます。

災害廃棄物の受け入れについては、災害発生の翌日7月5日から8月31日までの期間、ごみ処理場において受け入れを行い、持込時での総量として約114トンを受け入れております。災害時の廃棄物処理については、県及び市町村と、一般社団法人熊本県産業資源循環協会との間で、災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書を締結しているため、県を通じて協会へ支援要請を行いました。災害廃棄物処理は、分類毎に分別した後、運搬、処分する事になるため、協会と連携を図りながら受け入れを行ってきました。

現在災害廃棄物処理については、7割程度が排出され、10月中には収容完了する様、作業を進めております。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 説明ありがとうございました。説明からすると復興は随分進んでいるようです。しかし生活がかかっている被災者にとっては、2ヶ月半経ってしまって今でも尚前に、次に進まなければなりません。

で、被災者の不安っていうのが、今回廻って見た時に、今後どの様に事が進んでいくのか、そして工事なら何時頃になるのか、そして完成は何時頃になるのかと、はっきりしないって言う点なんですね。担当課は専門家ですから、ある程度過程ってのは分かると思うんですけども、被災者っていうのは今回酷かったですので、初めての方もいらっしゃいますし、どうなるかってのが本当に不安なんですね。

被災者の方に詳しく、今後こうなりますよという事を言って頂くと、計画が立てられ、生活の安定に向けての自分達の行動が出来ると思いますので、そちらの方をさせて頂きたいと思います。

後、町長にお願いがあります。復旧までには時間が掛かるって事は本当に分かっています。査定されてから後、工事に入って終了するまでというのは、どれ位掛かるってのも完全には分からない状況なんですけども、時間が掛かる事で精神的にも、身体的にも支障が出て来るんですね。ですので、少しでも早く復興・復旧が出来る事が本当に望ましい事なんです。そのためには町長が、工事に関しても国とか県に声を上げて頂いて、なるべく早くして頂ける様に言って頂けないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私も初めて、このような大きい災害に遭いまして、住民の安心、安全のために、県、或いは国、そういう各種団体とか色んな応援出来るもの、そしてまたネット上で色んな支援金とか頂いております。県と国に何回も何回も色んなお願いをしながら、今やっているとございまして、誠意努力しているところとございまして、御了承頂ければと思います。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 頑張っていることは、本当にありがたいと思います。

だけでも一刻も早く出来る様に、尽力を尽くして頂けたらと思います。よろしく申し上げます。

次にいきます。1番と重複するところがあると思いますけども、質問致します。町報8月号に紹介された復興に向けた生活支援が行われていますが、それぞれの支援の対応は順調に行われているのでしょうか。また減免期間の延長等を行う必要があるのではないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

それぞれの支援、4課ございます。担当課毎にお答えを致します。

先ず総務課関係ですけども、町報の9番、土砂の撤去につきましては、先程もお答えしましたとおり、申請61件の内、43件完了しているところでございます。

また17番目の、さくら団地分譲被災者優遇措置。これは全壊、大規模半壊、半壊と判定された方が、さくら団地の分譲地を購入する場合、50%減額するというものですが、現在のところ申し込みはあっておりません。

総務課は以上です。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） それでは町報3番の被災住宅応急修理制度についてお答え致します。

現在4件の申請が出ておまして、既に許可決定のための手続きに入っております。まだ申請されていない世帯につきましては、町報等で再度周知を行っていく予定にしております。

次に7番の応急仮設住宅についてですけれども、これは6棟全てについて、ほぼ完成した状態になっております。今月20日には県の竣工検査が実施され、町への引き渡しを25日に、また入居開始を26日土曜日に行う予定にしております。26日当日は午前9時から、仮設住宅の鍵をお渡しする譲渡式も計画をしております。

最後に8番のみなし応急仮設住宅についてですけれども、旅館等に8世帯、15人の方が避難をされておりましたけれども、既に退去され、町営住宅を始め、それぞれの場所で生活を始められております。町営住宅や雇用促進住宅に入居されている世帯につきましては、入居時から2年間は住宅使用料が免除されます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） ほけん福祉課では、7項目の支援を行っております。

広報の番号で言いますと1の被災者生活再建支援制度。こちらは現在のところ対象者は6名、内5名は申請済み。残り1名につきましては申請書等の作成中という形になります。今後の見込

みと致しましては、半壊で家屋を解体された場合等、今後対象となる方も出て来ると見込んでおりますので、11名を見込んでおります。

2の災害弔慰金・災害見舞金につきましては、現時点で把握している方は3名。全員に支給済みという形になります。今後の見込みはありません。

4の被服・寝具・その他生活必需品等の供与につきましては、対象者は15名で、内12名が申請済み、供与済みとなっております。今後の見込みとしましては、残りの3名の方が申請を見込んでおるとい形になっております。

5の生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付ですが、こちらは社会福祉協議会での事業となりますけれども、現時点では申請はないと聞いております。

6の災害援護資金につきましては、窓口の相談時には案内はしておりますけれども、現時点での申請はありません。

14の介護保険料の減免。こちらにつきましては、対象者17名、こちらの方に案内を出してございまして、内10名が申請済みとなっております。未申請の方への対応は、今後再度通知等連絡を行う予定としております。

16の災害見舞金。こちらにつきましては、住民である対象者は101名、内98名が申請済みとなっております。内93名には支払い済みとなっております。今後の見込みとしましては、3名の方の申請を見込んでいるというところです。3名ですので、電話等により早めの申請をお願いしていきたいと考えております。

それと広報にはございませんでしたが、後期高齢者保険料の減免も対象者には案内してございまして。対象者は8名、内7名が申請済みとなっております。こちら未申請の方には、電話等で連絡して早めの申請をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 住民課長、久村庄次君。

○住民課長（久村 庄次君） 次に住民課が行ったのが11番から13番までの町税・国民健康保険税の減免と、15番の各種証明料の手数料の免除、それと公費解体となります。

先ず町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免ですが、罹災証明書で準半壊以上の対象者30名に対し、8月26日付で通知を発送し、申請をして頂くようお知らせをしております。現在21名の方から申請を受理しておりますが、未申請者に対しては9月中に再度通知を行う予定としております。

次に罹災証明書を交付された方で、交付の手続き等で必要となる住民票、資産証明書等の各種通知書33件について、交付手数料の免除を行っております。

次に被災住宅の解体処置、公費解体については、罹災証明書の判定で半壊以上の家屋が対象で

15世帯が対象となり、8月12日から9月11日まで受付を行い、8世帯から申し込みがありました。解体処理については、年内を目途に作業を完了する様、準備を進めているところです。

次に減免期間の延長を行うべきではないかとの質問ですが、被災者への支援として町税、国民健康保険税、介護保険料等の減免を災害による被災者に対する徴税の減免に関する条例、減免要項等の規定に基づいて減免を行っています。本町の減免条例等で定める減免期間については、国からの通知、災害被害者に対する地方税の減免措置等に関する取扱いにおいて、条例を定める場合には、被害者が納付すべき当該年度分の税額の内、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、減免の処置を講ずる事となっております。この通知を踏まえ、どこの市町村も災害を受けた年度内の減免となっております。また税の減免は、担税力の減少等、個々の納税義務の個別的事情を考慮して行うもので、一定の事由に該当する事を理由として、一律かつ無条件に税負担を軽減する様な措置を講ずるべきではないとなっております。この様な事から、減免期間の延長を必要とする方がおられる場合は、次年度からは災害による減免の取扱いではなく、個別的な事情による対応として個々の納税義務者の実情を調査し、判断することになります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） ありがとうございます。

本当、何件かはまだ申請されてないっていう事もありますけども、順調に対応がされてるなって思いました。そこで、この減免の期間ってのが町民税とか国民健康保険税、介護保険税っていうのが中々払えないじゃないかなってのがありましたので、どこまで出来るのかなって思ってたから、説明から分かりました。今後、災害ではなくて個別な収入とかから、今の使われてる税表にあたるようなところで対応していくとのことでしたので、期間とか何かは関係無しでしたので良かったと思います。また被災者の方の声を聞いてみて下さい。よろしくお願いします。

それでは2番にいきます。65歳以上第1号被保険者の介護保険料所得段階の拡充についてです。65歳以上の介護保険料は3年に1回、見直す事になっています。現在第7期で、今年度は見直しを行い、令和3年度からは第8期と入っていきます。見直しに向けて検討して頂きたく質問致します。65歳以上の介護保険料所得段階は、市町村によって段階数が異なっています。本町の段階数は何段階で、なぜこの段階数になったのでしょうか。お願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 介護保険料の所得段階につきましては、国より標準段階区分9段階の所得区分と保険料率が示されております。これを基に各保険者は、地域の実情に応じて所得段階の設定を行っておりますが、本町においては国が示した標準段階の9段階となっております。これは第7期の介護保険事業計画策定時の老人保健福祉推進委員会の計画の内容、審議、

協議を経て決定しております。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） この9段階を行っているところは、県内で何自治体あって、他に段数が違うところは何市町村あるか、お願い出来ますか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） この9段階を県内で採用している市町村は45市町村中37市町村が、この9段階を使っております。残りの8団体が多段階、それぞれの段階がありますけれども、10であったり、13であったりという段階を使っている状況です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 分かりました。

介護保険の改正のときに見直しがあるっていう事で、委員会があって、その時に話し合いをされますよね。国の指針で9段階となっているんですけども、この9段階の状態を見ると合計の所得によって、その段階が決まっています。津奈木の場合には、9段階っていうのが所得金額が300万円以上っていう事で、それ以上の方はどこでも9段階で使って良いですよ。この9段階に合わせて納付して下さいっていう事になっていますね。っていう事で、津奈木の場合には9段階から、ちょっと所得があるから、そこの段階を増やそうかという、話し合いっていうのはなかったんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 私もその第7期の計画策定時には、委員としておりませんでしたので、その協議内容は分かりませんが、今回の第8期の計画を立てるにあたって、叩き台としては、この9段階を基本として、叩き台を策定する予定となっております。

前回は国が示す9段階を叩き台として示して、それに対して御意見がなかったものと考えております。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 分かりました。

次の2番にいきます。第1号被保険者の保険料は介護保険財源負担割合で23%を確保しなければなりません。そのために、本町の段階数では他の自治体よりも保険料が多くなっています。合計所得金額400万円以上、500万円以上、それ以上の段階を新設して、保険料の軽減が出来ないでしょうか。お願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 第1号被保険者の保険料は、議員の言われるとおり、給付費全体の23%を確保する事となっております。本町の介護保険料の第7期の基準額、市町村にお

て基準額というのが決められますけれども、津奈木町は6,100円でありまして、他の自治体よりも保険料が高いという事ですけれども、熊本県内だけを見ますと、県の平均が6,374円と公表されております。本町は45市町村中17番目の位置になっておりますので、此れ等を考えれば決して高い金額ではないと考えております。また、第1段階から第4段階の低所得者におきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、別途軽減が図られておりまして、保険料は計画策定時よりも低くなっております。

次に段階の増設という形ですけれども、段階の新設については本町の保険料の高い、所得300万円以上の9段階にする方につきましては、9月1日時点の人数ですけれども、対象者は35名、全体の1.8%おられます。内、議員が言われます400万円、500万円で区切ってしまうという形になりますと、所得400万円以上500万円未満の対象者が6名、全体の0.3%。また、500万円以上につきましては10名おられまして、全体の約0.5%と。新しい段階を新設しても第1段階から第4段階の低所得者は、1,103人、約58%おられます。高所得者の保険料を上げて、低所得者への影響は少ないと考えております。また、更に段階を全対象者にした場合、約98%の方が対象となりますので、軽減の影響は更に少なくなると考えております。被保険者の高所得者比率が低い本町が多段階を設定しても軽減には繋がりにくく、県内でも先程話しましたけれども、45市町村中37市町村のほとんどの市町村が、標準段階区分により保険料を決定しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） そうなんです。

だけど、県内45市町村中の17番目、これがだからと言って良いのかどうかですね。高くないという事ではないんですが。本町の基準額っていうのは月額が6,100円です。で、そもそも第5段階の基準額はどの様に計算されるのでしょうか。そこをお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 第1号被保険者の保険料基準額につきましては、計画期間内、3年間ありますけれども、3年間の保険財政が負担する総給付費や、高額介護サービス費等給付費等による標準給付費見込額と介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業費を合わせた介護保険サービスに要する費用額、これに負担割合、先程言いました23%ですか。こちらと調整交付金、または介護保険基金の取り崩し等を考慮し、第1号被保険者が負担する費用の総額を算定します。

この保険料収納必要額を予定収納率、及び3年間の補正後の被保険者数で除した額により算定する事となっております。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 分かりました。

なんせこの基準額っていうのは、こうやって45市町村出てますけども、この額っていうのはそれぞれ高齢化で介護サービスに必要な年間予算が増えたり、被保険者の総数の変動等で自動的に決まってしまうんですね。自動的に決まってしまうから、ここをどうやって変えるって事が出来ないっていう事、だから市町村で色々違うってのが分かりました。17番目で6,100円っていうのが高いか安いかっていうのは、町の介護サービスを使ってるか使っていないかでも出て来ると思いますが、これで17番目だから良いかという事は介護サービスを使っている事が、よそよりも良いのかなっていうところも出てくるんじゃないかと思えます。

今一部心配しているのが、要介護認定率っていうのがこの表にはあるんですが、この表の中で津奈木町は21.4%っていう事なんですね。っていう事は、これが率が上がってくれば、認定がされる事が多くなってきたから上がってきてる訳ですから、これが増えていくと基準額というのでも上がっていく可能性はあるという事ですよ。なのでそうなった時に、じゃあ年金とか収入が低い人達、沢山補助金ありますけど、その額を払っていけるかっていうのが問題になって来んんじゃないかと思えます。今後ですね。それに対して、基金を取り崩して使うかどうかっていうのも、今後の課題だと思います。

この段階も9段階ありますけど、後2つ増やしたとしても保険料は変わらない。あの、計算してみたら微々たるもんなんですね。なのでこれを使って、皆さんの保険料を減らせないっていうのが分かりました。本当に残念です。

町長にお伺いします。2014年3月議会でも介護保険料所得段階の見直しで、保険料の軽減が出来ないかと質問したんです。当時は西川町長でしたので、当時は第5期で所得段階は6段階でした。第6段階は合計所得額が190万円以上までで、300万円、500万円、1,000万円あっても介護保険料は頭打ちとなっていました。所得が多くなるので、保険料も累進課税を取り入れる事を勧めましたけども、国がスキームを作って実施しており、高額所得だから、それに応じた累進課税で取っていくという訳ではないという事で、国が決めているのでという事で西川町長は否定されました。ですが現在は9段階に増えてきてます。300万円以上で頭打ちになってますけども、人口は比べられませんけども、東京都の場合には16段階で、基準額も3.7倍まで保険料率に差を付けて、公平性を保っています。対象者の方は少し増額、先程言いました2,000円位高くなるって言われたんですが、増額になるかもしれませんけども、本町でも公平性を保つために400万円以上、後500万円以上の段階数を増やして頂きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今担当課長の方から答弁がありましたとおり、私としては標準を貫いていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 額は多くなるとか思うんですけども、公平性を保つという事になれば、そういうところを考えなきゃいけないかなと思うんですけども、その時点はもう考えないで今の状況の分を貫いていくって事でしょうかね。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この9段階でも標準は保てているという答弁だと思いますので、私はそちらの方でいきたいとします。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 町長の意見は、そうとすることで受け止めます。

後、委員会の方で話し合いをして貰って、本当にこれが適切かどうかを話し合いをして頂きたいとしますので、よろしくをお願いします。担当課長の方から伝えて下さい。よろしくをお願いします。

3番にいきます。学校給食費の補助金継続についてです。新型コロナ感染症対応の学校給食費補助金事業は、令和3年3月までの町単独事業ですが、新型コロナの終息は先が見えない状況であり、このままの状況が続くならば経済や生活の衰退が考えられます。新型コロナの終息までは子育て世代への生活支援が必要であり、給食費補助金の継続をすべきではないでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） これはコロナの色々な対策がございますけど、まだまだコロナが続くというような見通しでございますので、ワクチンが出てどうなるかという問題もございますけど、現在では私としては状況を見ながら判断をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、橋口知恵子君。

○議員（6番 橋口知恵子君） 分かりました。

本当、まだ何時までなるかというのが判りませんので、3月以降もまだ続いていれば、町長の言われるとおりに考えて頂きたいとします。ありがとうございます。

今回は3項目について質問しました。7月豪雨災害の早い復旧、復興が出来ます様に、御尽力を頂きます様、よろしくお願い致します。そしてまた新型コロナ感染症の終息も中々です。3密を避けて、感染予防に努めていきたいとします。皆様もお気を付け下さい。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、6番、橋口知恵子君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、5番、久村昌司君の質問を許します。5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） おはようございます。5番、久村昌司です。

議長の許しがありましたので、先日通告書を提出したとおり、順次質問をさせていただきます。

先ずこの度は7月4日未明の豪雨災害にて被災されました方々、また亡くなられた方々に対しまして、この場をお借りしてお悔やみと見舞いを申し上げます。また一日も早い復興と、穏やかな日々が訪れる事を願っております。今回は災害対策を主に質問をさせていただきます。

先ず1番の庁舎周辺の冠水対策について質問を致します。7月4日未明の豪雨にて、役場周辺は通行止めとなりました。職員の人達は、どの様に出勤されていたのか。また現場等に行かなければならない人達がいると思うんですが、その移動はどう行っていた。また改善センターにも避難されていた方がいると思われませんが、避難者はどうされていたのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

7月4日午前0時頃には、役場前の町道男島線が冠水していたと見られ、午前2時過ぎに登庁した職員の中には徒歩で来た職員も数名いました。その後、町道男島線は通行止めとなったため、3号線から曙橋から茜橋を経由して、津奈木大橋をわたって出勤した職員が多かった様であります。現場につきましては、冠水した道路は軽トラックとか乗用車は危険でありましたので、車高が高い2tトラックを使って移動していました。また救助要請があった白ヶ浦地区には、職員がB&G艇庫のボートを使って救出に向かっております。改善センターの避難者ですけども、前日までに2名の方が避難されていましたが、雨が強くなりました午前2時から6時頃にかけて20名避難され、救出した方を含めまして4日の午前9時現在で9世帯、22名の方が避難されております。その後10時過ぎに水が引き始めましたので、11時までには全員、帰宅されております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 改善センターに避難された方は、10時から11時の間には帰宅されたという事ですけど、私も現在消防団の一員でありまして、当日朝から土嚢作りの要請を受け、B&Gのグラウンドで作業を行っておりました。時間が経つにつれて徐々に水嵩が増えてきて、作業が終わる頃には長靴が浸かる状態で、庁舎まで歩いて来なければならない状態でした。もうとてもその時は乗用車で移動する事は出来なくて、土嚢とかも役場の2tトラックに積んで運搬して行く状態で、役場というのは庁舎は非常に大きな役割を担っています。この様な非常時

に備え、出入りが困難にならない様に、その時はさくら団地の方は、高い場所は道とかも全然水は来てなくて、そう思った時にさくら団地の方からの、今バスとか停まっているその場所、バスの横とか、そちらの方から庁舎の方に車で出入り出来る様な非常用の通路とか、車が入り出来る様なですね。また駐車場の一部とかの高上げが必要じゃないかと思うんですけど、今後また地球温暖化等の影響で、こういう災害も増えてくると思いまして、そういう対策が必要ではないかと思いがいかでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えします。

役場前の駐車場で、前の方ですけども、此方は石垣の高さ付近まで冠水致しました。しかし役場裏の方の駐車場と公用車の駐車場につきましては冠水はしておりません。議員御指摘のとおり、さくら団地の役場側は高くなっておりますけども、男島団地方面、向こう側には通行は困難ではありますけども、津奈木大橋側には通行が可能であると思われまますので、さくら団地の出入り口の設置、これにつきましては前向きに検討をさせて頂きたいというふうに考えております。駐車場の高上げにつきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） あくまでもこうした方が良いということですけども、今後どういふ災害が起きるか判りませんので、庁舎には出入りが出来る、職員だけじゃなくて、一般の方もそういう時は来られると思っておりますので、そういう出入り口の確保とかは、ちゃんとしておいた方が良いかなと思って、こういう質問をさせて頂きました。前向きに検討するという事で、早い段階でやって頂ければと思っております。

次の質問に入りたいと思っております。質問に入る前に、申し訳ありませんが一部訂正をお願いしたいと思っております。質問事項の方で、農作物被害の今後の対応についてとなっておりますが、2番目の質問の要旨と噛み合いませんので、農地被害の今後の対応についてと修正させて頂きます。御了承をお願いします。

それでは質問に入ります。7月4日の豪雨災害で先程も各担当課の方で説明はされたと思いますが、もう一度、今回2番の質疑に対しまして農地被害という視点で、現時点でどの程度確認されているのか、伺います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 農地被害につきましては、9月10日現在把握している件数につきまして、国庫補助の対象と見込まれる箇所では田で12箇所、畑で38箇所になります。この他に補助の対象とならないような災害もございます。今後は農地の補助災害復旧事業に該当する箇所につきましては、査定スケジュールに沿って査定を受け、準備の出来た箇所から順次入札を行っ

ていきます。また補助災害にかからない箇所につきましては、新たに農地等小災害復旧事業費補助金制度を創設しましたので、農家の意向を聞きながら、希望される農家につきましてはなるべく早く復旧に取り組み、営農再開が出来る様に支援を行ってまいります。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 非常に多くの災害が発生して、農家の方達も非常に困っていると思います。次の質問に入る前に、今回質問している小規模災害補助金というのが先程も課長も言われましたけど、今回定例会の初日で小規模災害補助金が計上されていきました。そこで今回は質問を控えさせていただきます。補助金を計上して頂いた事に対して本当、感謝します。また無事予算通過した事について、ほっとしております。

ただ最後に今回だけに限らず、また今後も、こういう小災害に対しての補助金を続けていく気持ちはあるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 役場内で、それぞれ検討した結果であり、こういう小災害がこれからも増えるだろうという事で、ある程度限度額とか決めながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 今後も続けて貰っていくという事と、町の方も資金とか大変ですけど、町民の皆様が喜んで頂ける様な感じで続けていただければと思います。

次に3番の家屋等の被害についての質問に入ります。また同じく豪雨時に家屋被害がどの程度で、現時点での進捗状況と、今回敷地内で土砂撤去については県から補助金が出ると聞いておりましたが、その辺をどうなっているのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

罹災した住家につきましては、全壊4件、大規模半壊2件、半壊が10件、準半壊が12件、一部損壊が77件で、合計で105件ありました。その他、被災した小屋等の非住家が41件となっております。

土砂撤去ですが、住宅内の土砂撤去依頼が61件ございました。この土砂撤去費用につきましては、国庫補助、これを2分の1受けられます。残りの2分の1は起債、堆積土砂等排除事業債と予算に上げておりますけども、此方に対応致します。これは今年度95%が交付税措置されるものでございます。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 結構な補助が出てきて、本当ありがたく思っております。

ある程度撤去されて、今回撤去された後でも業者さんとか、消防隊の方とか色々な場所におつてありますけど、撤去した後、もちろん宅内だけだと思いますけど、今後上の方とか崩れてきた途中とかの場所、上は畑で余所の人の土地だった。また山とかあって、また土砂撤去は行って貰ったんですけど、また雨が降ったら危ないなと思うところがあると思うんですけど、そういう場所には、まだ家主さんが怖いなと思う様なそういうところの場合は、崩れてきそうな場合は、どうするのか伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

今回の豪雨災害に限り、宅地内の土砂撤去については、国庫補助金を活用して町で撤去する事としております。ただし、土砂の撤去のみでございますので、法面等の復旧につきましては対象外という事になっております。撤去後の崩れた土地が他人の土地の場合という事ですけども、これについては個人財産でございますので、原則として所有者が復旧して頂くという事になりますので、その所有者の方と話し合ってくださいという事になるかと思っております。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） それはもちろん、それが普通の訳なんですよ。他の人の土地だったら、その所有者との間で協議をして頂いてと、それはもちろん分かっております。

しかしながら今回の場合、こういう災害で、激甚にもなった訳ですし、そういう色んな面で補助をして頂く分があったので、例えば残りの危ないところに関しては多小なりとも、町の方で足りない分は、ちゃんと石垣を組んでどうのこうのじゃなくて、例えばトン土嚢とか置いて、ちょっとは安心出来る様なところまでは町が今回はやりましょと、そういう様な、住んでいる人が少しでも安心出来るまではやって頂けないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 崖地があって非常に危険だと、以前からそういう状態であるなら色んな県の補助もございます。単県治山とか、或いは急傾斜、それと崖地近接移転事業とか、本当に怖いのであれば補助でもって、色んなそういう手当でもございます。ただ単に横が崩れるから、ちょっと怖いから、というのは先程総務課長が申しましたとおりに、これは個人の財産ですから、そこを例えば綺麗に削ってやるっとなかると、宅地造成関係になるものですから、中々難しい問題がございます。そして土嚢をどうかとおっしゃいましたけども、土嚢に関しましては色んな支給とかありますから、そちらの方は、土嚢袋とか、後は自分でやりますよと、そういう形だったら援助出来るかと思っております。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） その辺は微妙な、ガイドラインっていうのはある訳ですから、も

ちろんそれは分かって、今回こういう質問をしてんですけど、今回だからこそやって欲しいなあと思っておりました。例えば材料とか、そういうので支給は出来るというのであれば、そういうのはアピールして、例えばもしそういうところがいらっしゃるのなら、町の方からでも、例えば家主さんがこうして欲しいと、でもそれは彼処の人だからちゅうことで、こういう話し合いをしていけるような形付けを役場の方もちょっと手助けとか、そういう形で話し合いが出来る様なところを作って頂けたら良いんじゃないかと思っております。あまりそういうのは、個人的な補助だから中々負担は出来ないというところもあるでしょうけど、そういうところは出来ないは出来ないではっきりして頂いて、後はそういう援助とかして頂ける様な、分かるような説明をして頂ければと思って、今回の質問を致しました。

次の質問に入ります。最後になりますけど、里道等の原材料支給について質問を致します。現在、里道等の補修については、コンクリート等の原材料支給になっています。排水路等の状況によっては、型枠を組んでコンクリートを打設するよりも、U字溝等を据え付けた方が簡単に済みますよという、そういうところが点在します。そこで原材料支給で、二次製品の支給も含めてもらえないのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 里道等の整備に要する原材料につきましては、予算の範囲内において、地域の里道等の整備に要する原材料を支給する事によって、地域の生活環境の整備及び住民の福祉向上に寄与するのであれば、支給する事が出来るという事になっております。

この原材料の中には生コン、その他にアスファルト合材、組込採石、U字溝、蓋等が含まれておりますので、議員質問の二次製品の内、U字溝につきましては支給は可能でございます。ただし受益者が2人以上必要であるとか、1箇所の事業費が10万円以下であるという制限がございますので、地元の方と協議をして頂いた上で、申請して頂ければというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 今、課長から説明していただいて、支給が出来るという事なんですけども、私も一昨日位やったかですかね、U字溝等も支給出来る要項をみせて頂いて、確認を致しました。言い訳みたいになりますが、なぜ今回この質問を取り上げたかという、私も関係しておりまして、役場の方に工事して頂きたいところがあるので、町の方に出来ないかというのを見に来て頂きました。最終的には原材料支給になりますという返事を頂いたんですけど、それはもうそれで自分達でやろうかなと思っていたところで、何とも思わなかったんですけど、申請書を頂いて一部貰って見たんですけど、支給材料というところがあります。ただ最初から生コンクリートというのが記載されているんです。普通、申請書だったりとかするのは、申請される方が書いて、いくら欲しいとか、そういうのがあって、原材料支給になりますという返事がありま

したという事で聞いたんですけど、ただ持っている申請書を見ると生コンだけかとか思って、ちょっとショックで、何か話が違う様な感じがするなと思いつつ、その後、もう一度役場にきて、確認もせずに、要項も確かめずに、一般質問に取り上げた事に、認識が甘かったと本当、反省しております。しかしながら、今回そういう形でやったんですけど、最初から、担当の方はある程度、皆さんが要項を全部覚えてらっしゃるとかそう言うのは別にして、分かってるなら、それを元に話をされる訳ですけど、申請される方としては、最初からコンクリートと、もう記載されているので、もうこれしか出来ないのかなとか思っちゃう訳なんですね。なので、もしよろしければ、今後、色々な部署で申請があると思われれます。出来るなら要項を添えて頂いて、申請者にも分かるような、言った言わなかったという、そういう話も出て来る可能性もありますし、立場の違いで、もう分かってるだろうと思って言う側と、分かってないのにそう聞き入れる側というのは、全然話がずれてまいりますので、その履き違えとかがないように今後、申請等あるなら、それに準じた要項があると思っておりますので、要項を添えて用紙を申請者に渡して頂ければと思っております。

それと、この里道等は今持っているんですけど、里道と原材料支給申請書の支給材料というところの生コンクリートっていうのを削除して頂ければ良いじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 久村議員、今その様式ば持っているでしょ。そこを見せて。生コンクリートって書いてある事でしょ。

○議員（5番 久村 昌司君） 支給材料というところに、生コンクリートっていうだけしか、最初から、予め記載されていますので、これ以上は無理なのかなという錯覚に陥るんじゃないかなと思ってですね。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 説明不足のところがあったというふうに思います。その点につきましてはお詫びしたいというふうに思います。

申請に来られた場合には、先ず必要な方がいらっしゃれば、要項については検討したいというふうに思います。また様式につきましては、そこのコンクリートという部分は削除する、または全項目を入れる、どちらかを検討して対応したいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） 要項については検討したいという事は、どういうことだったのか、もう一度すみません。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 要項につきましては、必要である方がいらっしゃれば交付をしたい

というふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 5番、久村昌司君。

○議員（5番 久村 昌司君） ありがとうございます。

これにつきましては、これはもう質疑じゃありませんけど、私もこの例規とか調べているんですけど、中々例規でも出て来るところと、要項があるところと、要項がないところがあったりするんです。出て来ないところが。ほとんどのやつは要項は出て来なくて、中々探すのが大変だなと思って。だから足を向かず家でも欲しい時に、そういうのが手に入れられる様なのも今後必要になってきたりするのかなと思って、出来るなら今後、要項等も町のホームページ上から見られる様な事も、やっていったら良いんじゃないかなと思っております。申請書も同じくですけど、そういう体制づくりっちゅうのも、今後必要になってくるのかなと思っております。

以上で、私の今日の質問は終わりました。後、少し認識不足のところがありまして、申し訳ありませんでした。これで私の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、5番、久村昌司君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） ここで新型コロナウイルス感染予防のために、議会内の換気を行うために5分間休憩を致します。ここで暫時休憩致します。

午前11時04分休憩

午前11時10分再開

○議長（川野 雄一君） 次に、2番、本山真吾君の質問を許します。2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 2番、本山です。

議長のお許しがありましたので、質問の通告書どおりに質問させて頂きたいと思います。なお冒頭の話で恐縮ですが、先日からの安倍総理大臣の体調の不良により、急遽内閣の動きもありまして、今回菅義偉新内閣総理大臣が誕生されました。またそれに伴い、熊本県からは3区の坂本哲志代議士が少子化対策地方創生大臣になられまして、これは熊本県及び災害に遭いました我々県南地区、芦北郡そして津奈木町にとっても、直接関わる大臣のポストでありますので、非常に喜ばしい事だと思います。これからの御活躍を祈願致しまして、それに関連するかもしれませんけれども、今日の質問を進めさせて頂きたい。よろしくお願い致します。

それでは早速質問の方に移させて頂きたいと思います。先ず河川の堆積した土砂の撤去等について、お伺いをします。7月の大雨によって、津奈木町の各河川に大きな石等が堆積しております。このままの河川の底が上がった状態では、今後大雨の氾濫の原因になったり、護岸の損傷の原因になりかねません。土砂撤去の今後の対応、対処予定等の説明を先ずお伺いしたいと思いま

す。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 河川につきましては、町管理と県管理河川がございます。町管理河川につきましては、現状等の調査を行って、堆積土砂の浚渫が必要な河川につきましては、今後計画的に実施をしていくというふうに思います。

また県管理河川につきましては、以前から土砂撤去や河川改修等について要望をしておりますので、再度お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

なお昨年10月の台風19号で河川水位が異常に上昇して、日本各地の河川が氾濫を起こしました。これは台風により雨量が多かった事の他に、河川の浚渫が適切に行われていなかった事による、河床の上昇が影響したというふうに言われているところです。その教訓から河川内の堆積土砂等の浚渫費の70%が交付税措置をされる、緊急浚渫推進事業債が国の予算に計上されています。これは令和6年度までの事業となりますけれども、堆積土砂の浚渫が必要な河川につきましては、これらの事業を活用して計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 今、今年の台風19号による河川の氾濫が原因で、国から急遽予算がついた様なお話を頂きました。その中で補助対策が令和6年までに大体計画されてるという事でもありますけれども、実際今度の水害によりまして、かなりの護岸のダメージがあり、町、県も含めて相当スケジュールが考えていた当初よりも、大幅に狂ったのではないかと思います。具体的に護岸の底上げच्छूंんですか、堆積物の除去につきましては、どのようなスケジュールで今考えておられるのかを、説明頂ければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今回の災害によります堆積土砂の増加につきましては、今のところまだ計画自体は立てておりませんが、今後県等と県管理河川につきましては検討等をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） まあそういう事ですので、一番気になるのが災害復旧後に具体的に撤去を始めるのか、災害がない地区に限っては先にお願いをして、どんどんそっちの部分で進めていくのच्छूंのは、どの様なふうに今の時点で考えておられるのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 現状を見まして、これはそのまま放置すれば、また2次災害になる可能性があるという様な部分につきましては、早めに対策を取らなければいけませんので、そういった現状を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 現状を見ながらちゅう事なんで、現状を見ながらも是非早めにして下さいっていうのが、あれなんですけれども。実際、町民のある方からそういう要望がありまして、特に私が受けたのは染竹川に関わる方から、非常に昔に比べたらもう堆積して、今まで底が見えとったのがもう石ばかりで、いつ家の方に来んのか分からんという事がありまして、そういう方に限って言えば直ぐにでも、してもらいたいというのが希望だと思います。色々条件とか、またスケジュールの調整とか、予算の問題も絡めてですけれども、令和6年までという事で国は出していると。だから令和6年まで、後4年位なので、災害の復旧の状況を見ながら、少しでも早めにしてもらえればなあと思っているところでもあります。

2番の質問に移させて頂きたいと思います。今度は津奈木川において、竹中近辺より上流の護岸が今回の7月の大雨により、著しく損傷をいたしました。これまでも幾度となく、大雨の度に損傷しております。これは降雨量の原因もですが、そもそも川が湾曲していたり、趣旨書には書いてませんけれども、総合的な考え方があって、いわゆる継ぎ接ぎみたいな形で、災害が起きた時にやるよっという様な形のため、その都度水圧とか、護岸が土砂等によって崩れるという様な事であります。今後は改修に力を入れて、計画的に河川工事を行い、安心、安全な河川へ改修するべきではないのかと思いますが、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 今回の豪雨に伴います河川の主な被災箇所としましては、護岸が空石積み、あるいは屈曲した箇所が多く、被災をしている状況です。今回の様な大規模水害につきましては、今後も発生する可能性がございますので、適切に対応していく事が必要であるというふうには考えております。

津奈木川につきましては、県管理河川でありますので、以前から土砂撤去や河川改修等について要望してきておりますので、再度お願いを強く行っていきたいというふうに思っております。

また町管理河川につきましては、河川の規模、それから構造、保全対象等の状況を勘案して、計画的に改修工事を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 河川の復旧については、現況復旧が基本ですよ。今回の大雨というのは、線状降水帯の襲来といいますか、それで異常な程の大雨で、恐らく気象庁とかに言わせれば、考えられない、100年に1度だとか、人吉地区においては青井神社の近くまで浸水したのは初めてだ、1,200年に1度だという様な、非常に異様な感じだったと思います。

ただ芦北・水俣地区においては、平成15年の7月20日に起きました宝川内地区の土砂災害、あそこも大規模でした。そして今回は葦北郡、特に一番酷かったのは葦北郡で言えば、隣の芦北

町の女島地区ですか、釜・小崎地区辺りが、行ってみると分かりますけれども非常に酷いと。本町においても、平国地区におきまして、尊い3名の方の命が奪われてしまい、本当に残念でならなかった。二度とこういう様な災害に対しては、予知出来る範囲内で、この位は絶対やらんばいかんという様な強い意志で、是非県の方をお願いをしてもらいたいなあとと思うところです。そこで、25年位前、丁度四季彩とか美術館あたりがどんどん町の施策としてから建って行って、それに伴い河川工事の護岸工事は綺麗に整備されて、美術館の裏位までは、その流れに沿ってといえますか、整備をされた記憶があります。その後、河川工事につきましては、県の方針なのか知りませんが、今の様なやり方という様な形だと思います。

質問をするにあたり、やっつけ仕事の的ではありますけれども、昨日昼から災害に遭われた河川のところを、ぐるぐる見まして、たまたまおられた方には、どの様な状態だったのかという事をお聞きをしたんですけれども、例えば川内地区、町内においては。川内地区なんかは非常に良く、河川については整備をされていて、今回の大雨でも、そう被害はなかったのではなかったろうか。逆にその下の中学校裏の河川ですね、あの辺は逆に溢れて、道路もやられておりますし、護岸も一部やられております。そう思いますと、染竹川や津奈木川の上流千代川においても、災害防止の観点から安心、安全という形で計画的に町としても工事は、適時やって行かなければいけないという結果にはなるんですけれども、なにせ町長も言われますし、担当課長も言われましたとおり、町の範囲内と県の範囲内ちゅうのはちょっと違う様ですので、町としてはその事について、県にひたすらお願いをするという様な形になるんじゃないかならうと思っております。ここまでは私も理解をしているんですけれども、その事について町はどの位熱意を持ってっちゅいいますか、強く、強く県の方をお願いをするのか。どういう考えでおられるのかを、町長の方からお話をお聞きして頂きたいと。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 河川の災害復旧じゃなくて総合的な、計画的な計画という事になりますので、災害復旧に関しては、その時点で復旧出来ますけど、法線とかが曲がってるから駄目だよと、その総合的な、要するに河川改修工事。そこだけじゃなくて、何百メートルもやっていかないと効果が出ないという様な事に関しましては、先程四季彩とか、美術館の前まで出来てますよという感じでおっしゃいましたけど、以前にも3号線の中尾橋、あそこのところまで、ある程度青写真は出来ていたんですね。それで、それに関しましては強く、次長さんとかこの前来て、そういう話もしましたので、色々困ってる事があつたら是非御相談下さいという事で、担当課にも相談しまして、こういう事をお願いすればという事で、上の方にもいってますし、また知事の方にも直接来て頂いて、色々な要望があつたら是非お願いしますという事と、それと田嶋副知事もみえられて、津奈木じゃここは出来ませんから、それも色んな災害も含めましてですけど、

お願いしたら、じゃこれは県でやろうと、じゃこれは県で出来ないから国だろうと。そこまで災害に関しましては出来ております。

今度は将来的に河川改修をどうするかと。これ恐らく球磨川もそうでしょうけど、恐らく長期的になっていくだろうと考えておりますので、先ずは災害をやって、それから総合的な河川とか法線を決めながらやって、それは要望はしていくと。私のこれ、恐らくずっと仕事だろうと考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 生活の関わる、河川もですけども、道路もインフラの整備というのは、住民の方々の、何遍も言いますが安心とか、安全とか、財産の損失を防ぐとか、農業に至っては農作物の被害を減らすとか、色々な面で関わってまいりますので、この辺は今一度、もう十分恐らく言われているし、もうちょっと町民との、もう一息、今役場の職員の方々も精一杯やっておられるのは、目に見えて分かっておりますので、一息ついたら是非住民、それと自主防災に関わる方々とか、区長さんを始めとして、大いなるこう反省点と、今後の展望というのを町全体で考えて頂いて、そして道標的な、今後10年、20年にわたって防災を含めた河川改修とか、そういうのについては道筋を立てて頂きたいと。これは要望になりますけれど、是非そういう機会を設けて頂ければと思いますので、ここはよろしく願いをしたいと思っております。

質問事項の2番目に行きます。土砂崩れの被害防止対策についてお伺いをしたいと思っております。ここが今日、ちょっと中々ですね、人命が亡くなられた事もありまして、強くお聞きしたいところなんですけれども、7月の豪雨災害で起きた平国地区の大規模な土砂崩れでは、危険指定箇所外で発生致しました。今後は危険箇所を見直して、災害防止に努めるべきではないでしょうか。砂防ダムや治山工事の計画と方針についてお伺いをしますという事なんですけれども、先ず防災マップというものが発行されました。こういう防災マップなんですけれども、皆さんもご存知のとおりで、非常に良く出来たやつだと思います。後半の方に地図がありまして、今回被災されました平国地区を見てみますと、崩れた箇所が防災マップ上では、例えばいわゆる土砂危険区域であるとか、急傾斜崩壊特別警戒区域とか、土石流の警戒区域という事からは抜けていた様です。となると非常に大雨であったという事は重々承知はするんですけれども、先程も言いましたけれども、ここ平成14年と今年で17年に2回、この地域で大きな大雨がなっていると。そして危険地域外で災害が起きてしまったという事を考えれば、もう一度徹底的に防災箇所を先ず見直して頂くという事を先ず考えられないのか、そういう事をお聞きしたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 土砂災害危険箇所と申しますのは、地形図から想定した土砂災害の恐れのある箇所の事で、これは国交省の要請を受けた都道府県が調査を行って危険箇所を定めて

おります。それから一方で土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンです。それから土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンは現地調査を行った上、土砂災害の恐れのある区域を定めたものです。これは土砂災害防止法に基づいて、都道府県知事が指定を致します。これらを元に本町の地域防災計画では、急傾斜地崩壊危険箇所を指定しており、砂防ダムや治山事業等の県営事業へ要望を行ってきたところでございます。

しかし今回平国の大坪地区につきましては、確かに危険箇所には指定されておりましたので、今後は危険箇所については災害の履歴等も考慮して見直しを行い、今後の事業展望へ反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 展望は見直しを行うという様な事で、おっしゃって頂いたとおりにしていただきました。それで私の竹中地区なんですけれども、竹中地区はほとんど急傾斜地、危険地域とか、そういうのには入ってはおるんですが、似たような地形が竹中地区だけでも3箇所位あります。要するに谷底になっていて、その下は民家があるよと。そうすると平国の起きた現場を見ると、山の上の方から大量の土砂が流れてきたっちゅう事になりますので、そうすると、それをもし公共事業等で防止をしたいという事になれば、特に砂防ダムが必要になってくるんじゃないかなあと思います。多分これは竹中で3箇所位、ぱっと見て、ちょっと怪しいなと思うところがある位ですから、各地区にかえて、何十箇所っちゅう様な数になるかもしれません。基本的には、どの様にすればなるのかという事も聞きたい訳ですけども、要望があったら役場にただ行けば良いものなのか、その手順というのは具体的にどの様にしたら、やって頂けるんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 要望につきましては、先ず地域の方々が話をしに来て頂くという事になると思います。

その前に危険箇所につきましては、町の方でも把握をしていきたいというふうに思いますが、要望につきましては、町の方に来て頂くという事になるというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 要望は役場にという事で。それは例えば何名以上で来いとか、そういうのはあるんでしょうか。よろしく願います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 人数に限りはございません。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 1件でもあればという事は、砂防ダムや治山、治山は確か3件位

したらないと駄目っち思っったんですけど、善処して役場の方では聞きますよという事で、考えておられるという事で認識を致します。

今後の全体的な治山工事と申しますか、そういう砂防ダムを含めた考え方について、町長の見解をお聞きしたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 砂防ダム、治山工事ですね。これ先程地区の方が見えられて、ここに欲しいよという事で、ある程度県にこれはお願いする立場だろうというふうに思いますし、県と協議しながら、ここは大丈夫ですよというのと、いやここは作らなくても良いんじゃないですかと。今町でも砂防ダムとか奥の方に、平国から本町地区まで、まあ小さなものですけども、かなりございます。それが役立ってるのもございますし、またこれ以上、どこどこに増やすっていうのは、財政的な問題もありますし、また県のお願いもしますし、そしてここは県としても判断は良いじゃない、じゃここは作ろうかとそういう判断になってくるかというふうに思いますので、陳情というか、要望が全て100%かかるかどうかは私の方では、どうにも出来ませんが、要望としてはここは安全、安心のため是非お願いしますというふうな立場だろうと考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） という事は、もちろん一遍に、例えば要望がきて、それが例えば10きたから10、今年度やりますっちいうのは現実的には難しいとは思いますが、ただ今回の平国地区で起きました、まあ何遍も言って恐縮なんですけれども、余りにもショックといいますか、そういう感じで、もちろん被害になられた方、地域の方々、消防団も含めて支援に関わった方ですね。そしたら、こらあちょっと今までとは考え方を改めんばいかんとじゃないかなあと思われる方が非常に多くなったんじゃないかと思えます。

また県の方も真摯に向き合って頂ければ、こういう山と谷が多い地域で、狭い敷地内で家も山沿いに建っているところが多い様なところは、特例じゃないですけども、県の方にももっと力を入れて頂いて、住民の安心、安全を守る様な施策をどんどん打って頂ければ良いんじゃないかなと思います。

追って災害の事については、これからも質問をさせて頂きたいと思しますので、今回は本当、職員の方々は一生涯懸命働かれて、大変お疲れ気味のところなんですけれども、これからも町民のために一生懸命頑張って頂きたいと思うところであります。

それじゃ次の質問に移させて頂きます。さくら団地で、今建設中の応急仮設住宅についてお伺いを致します。さくら団地の敷地内に建設中の仮設住宅ですが、被災地では球磨村、そして先日は芦北町、そしてこの議会の終わる頃には津奈木町の新しい復興支援住宅ですか、仮設住宅が出来ますけれども、一般的に仮設住宅は、有名になりましたのが阪神淡路大震災、そして東日本大

震災、熊本地震、そしてあらゆる大雨洪水とか、そういう災害の非常事態が発生した時に、緊急的な災害の住居施設として建設されるものと聞いております。

過去の事例では、入居後のストレスとか、コミュニケーション不足等によって、入居された方が体調を崩されたりする等の、入居者も何割かいたというような話を聞いております。本町で今回建設する仮設住宅については、どの様な入居者に対して配慮を行い建設をしたのか。その過程も含めてお聞きさせて頂きたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） 先ず避難された方が、一堂に会してコミュニケーションが取れる場所の建設を、これを県に特別に要望致しまして、被災された皆さんが自由に活用する事が出来る、みんなの家を仮設住宅の近くに建設をする事しております。そこでは地区の公民館と同じ様な使い方が出来ますので、色々な場面で大いに活用して頂きまして、避難されている方々の融和を図って頂きたいというふうに考えております。

今回建設される仮設住宅は、従来のプレハブ住宅に比べますと、木材がふんだんに使用されておりますので、かなり快適な生活を送って頂けるものというふうに考えております。

また社会福祉協議会に地域支え合いセンターを設置し、巡回訪問等を行う予定にしております。さらに熊本県防犯協会連合会においては、仮設住宅に入居された被災者に対しまして、被災地防犯アドバイザー活動を実施する予定にされております。これは県警OBの被災地防犯アドバイザーが仮設団地を訪問し、防犯指導や様々な生活安全相談等に対応する支援活動を行うという事になります。

これらを総合的に実施致しまして、避難されている方々が少しでも安心して生活出来る様、支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） 多方面にわたって、あらゆる面から防犯も、そしてみんなの家ですか、そういう新たに施設も設けて、そういう不具合が発生しない様に配慮しているという事で、認識を致しました。

昨日、常任委員会の、私が所属しているのは教育住民の方なんですけれども、平国地区におきまして、コミュニティーセンターですね、それで村上議員もおられますが、毎晩寝泊まりされているというコミュニティーセンターの状況を見まして、段ボールで仕切られた中とか、そういうところで、ちょっとこれはもういち早く、こういう仮設住宅なりを建設して頂いてとは思いますが、あと何日かで引き渡しも出来る様ですので、安心しているところであります。今後も十分配慮して頂き、不具合のないようにして頂ければ、よろしいかと思っておりますので是非よろしくお願いを致します。

②ですけれども、今度は災害救助法によれば、仮設住宅の入居は完成の日から2年となっているそうであります。しかしながら熊本震災では実際多くの方が2年後も、仮設住宅を退去出来ませんでした。したがって熊本県は昨年10月に、最長5年間に入居を延長した経緯があります。本町においても、ひょっとすればこのようなケースが考えられると思いますが、対策とか、そういう面を考えているところがあるのか、先ずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、椎葉正盛君。

○振興課長（椎葉 正盛君） はっきりとした、その跡地につきましては、まだ決定はしておりません。

ただ総合的に考慮しながら、今後災害が発生した時に備えて、そのまま残していく事も含めまして、国と県に協議を行っていきたいというふうに思っています。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今振興課長の方からありましたが、具体的にはまだ出来ておりません。

まだスタートする前でございますので、使って、そしてどういう効果があるのか、それでどういう安心感があるのか、そしてまた今後の、まあ他の市町村もありますけども、どういう使い方をしているのか、そういう事を参考にしながら、今まだ入ってもいないところで、先ず今後を、何ていうか、余り先走ってしまったっていう感じも受けてますので、暮らしながら今後県と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、本山真吾君。

○議員（2番 本山 真吾君） フライнг気味の質問だったと、今気づきました。

ちゅうかですね、建つところを見ていくと、何かニュースでは球磨村さんが、被害が酷かったせいもあると思うんですけれども、確か岡山県の方から先日も、いわゆるコンテナハウスと申しますか、トレーラーハウスと申しますか、そういう様な形状でクレーンを持ってきて、トラックからぼんと載せれば設置完了みたいな感じの、簡易的な仮設住宅。一方では、芦北町及び津奈木町の様に、住居として遜色のない、まあ多小は狭いところもありますから、被災された方につきましては、ちょっと不具合も発生するかもしれませんが、それでも十分配慮されている様な設計じゃないかなあという事は、実際見受けられます。

2年間とはいえますけれども、実際はその2年経って、諸事情でどうなるかちゅうのは予測も出来ませんし、その都度その都度、ベストな事を考えて頂ければ良いんじゃないかと思えます。また2年後、3年後、4年後、5年後で、県と相談されるという事なので、是非有効活用ちゅうたら、またこれもフライнг気味なんですけど、今後の構想にも役立てて頂ければ良いんじゃないかと思えます。

今日は災害について質問をさせて頂きました。何遍も言いますがけれども、急遽起きた災害によっ

て、今まで考えられなかった事が非常に多くて、役場職員の皆さんの御苦勞も分かりますし、また町民の皆様も今まで考えてなかった事が、ちょっと不安に思われる面も多々あると思います。今後は話し合いを、より一層密にしてですね、コロナは密はいけませんけれども、こういう話し合いは密にして、コミュニケーションを取りながら、安心、安全な町づくりに進んで行ければと思います。今日の質問は、これで終わらせて頂きます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 以上で、2番、本山真吾君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

---

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れでした。

午前11時48分散会

---



---

令和2年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第3日)

令和2年9月25日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和2年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第5 認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

---

出席議員（9名）

1番 宮嶋 弘行君	2番 本山 真吾君
3番 上村 勝法君	4番 澤井 静代君
5番 久村 昌司君	6番 橋口知恵子君
7番 柳迫 好則君	8番 村上 義廣君
9番 川野 雄一君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 豊隆君	副町長 .....	林田 三洋君
教育長 .....	塩山 一之君	政策企画課長 .....	荒川 隆広君
振興課長 .....	椎葉 正盛君	住民課長 .....	久村 庄次君
ほけん福祉課長 .....	葦浦 祐一君	教育課長 .....	下川 秀美君
会計課長 .....	財部 大介君	農業委員会事務局長 .....	坂本 輝一君

---

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さんおはようございます。これから、本日の会議を開きます。

報告を申し上げます。吉澤総務課長の義父が、一昨日お亡くなりになりましたので、吉澤総務課長は、本日は欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

日程第1．認定第1号 令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2．認定第2号 令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3．認定第3号 令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4．認定第4号 令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5．認定第5号 令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6．認定第6号 令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7．認定第7号 令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（川野 雄一君） 9月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました日程第1、認定第1号、令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、認定第7号、令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。お手元に配布のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過と結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

質疑は、委員長報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。

総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） 総務振興常任委員長報告を致します。

9月11日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「令和元年度津奈木町一

一般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目、及び認定第4号「令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日から24日のうち6日間にわたり審査を致しましたので、委員会における審査の経過並びに結果を報告します。

審査にあたっては、担当課長及び担当班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

農林水産業費県補助金で、「中山間モデル地区支援事業補助金はいつまで続くのか。」との質問に対して、「本来ならば、ハード事業を取り組み始めてからの3年間で、令和3年度までの事業予定でしたが、本年度コロナウイルス対策や7月の豪雨で県の予算も厳しく、当初の計画通りの補助金確保が難しくなり、削減されています。しかし、先日県からの説明があり、令和4年度か5年度まで延長してでも、当初計画分の補助を行いたいとの説明を受けました。」との答弁がありました。

総務費委託金で、「工業統計調査の調査対象件数は。」との質問に対して、「調査対象件数は全19事業者の内、10事業者です。」との答弁がありました。

雑入で、「四季彩源泉タンクの移設工事に伴う補償金総額は。」との質問に対して、「当該工事費の総額は設計費含め約5,742万円で、歳入は、補償金と土地売払費で約2,008万円の収入を得ました。年度ごとの収納内訳は、平成30年度に約7割、令和元年度に約3割でした。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

款2、総務費、総務管理費の文書広報費で、「既存の有線放送施設支柱を鋼管ポールに交換しないのか。また、有線柱レイヤ作成委託料の内容は。」との質問に対して、「町内すべての木柱を鋼管に交換すると費用がかかるため、倒れたり支障が出た場合に順次交換しています。レイヤについては、これまで紙ベースで有線柱の設置個所等を管理していましたが、ゼンリンの地図データに書き込めるようにしています。」との答弁がありました。

企画費の委託料で、「つなぎタクシーの利用者が減少しているがその要因は。」との質問に対して、「つなぎタクシーの制度が町民に周知され、利用者増の余白がなくなったことや、沿線住民の人口減に伴う利用者の減少が要因ではないかと思われます。それに加え、コロナ禍により、通

院や外出を控えたことが影響していると思われます。」との答弁がありました。

また、「今後運転免許証の自主返納者など、利用者増加への対応や、令和2年度からオペレーター業務がむつみ交通㈱に委託されたことで利用促進は図れないのか。」との質問に対して、「運転免許証の自主返納者へは特典等を考えていきます。また、業務がむつみ交通㈱に移ったことで、オペレーター1名の削減になりましたので、無料サービス券などの拡充を行い、利用促進を図っていきます。」との答弁がありました。

総務管理費の企画費で、「空き家バンクの登録物件数と登録物件はすぐに住める状態なのか。」との質問に対して、「登録物件は17件で、いずれの物件も家財道具の処分が必要ですが、少し手を加えればすぐに住める状態です。」

また「今後の住居見込みはあるのか、また、役場では介入をしないとのことだが、当事者同士で解らないところはアドバイスしないのか。」との質問に対して、「現在、交渉中の空き家は2件ほどあり、条件が折り合えば成約件数が増えると期待しています。町では契約のトラブルを避けるため、不動産業者の仲介を勧めています。また、要求に応じて契約書のひな形を示すなど町でできるアドバイスも行っていきます。」との答弁がありました。

「旧平国小は豪雨災害で法面崩落など影響を受けたが、利活用に向けた改修事業など今後予定通り実施していくのか。」との質問に対して、「総務課予算で実施する外壁及び屋根改修工事は予定通り実施します。内部改修等の利活用工事については環境首都水俣芦北地域創造事業の補助を受け、令和3年度まで実施する計画でしたが、豪雨被害を受け、計画自体を一時停止する申請を国に行ったところです。復旧には複数年かかる見通しのため、その間に、住民の安心安全のための施設としての活用を視野に入れ、再度幅広く計画を練り直す必要があると考えています。」との答弁がありました。

款5、農林水産業費、農業委員会費で、「農業委員会の活動状況は。」との質問に対して、「農地パトロール等による荒廃農地の調査を行いながら、情報の共有による耕作者の確保に努めています。また、町内農業者である認定農業者と意見交換を行って農業の振興に努めています。」との答弁がありました。

農業振興費の使用料及び賃借料で、「水土里GISとはどのようなものなのか。」との質問に対して、「県の土地改良事業団体連合会が持っている地図情報を、今までは役場内の端末でしか見ることができませんでしたが、タブレット端末にデータを転送し、現地において土地情報を確認しながらの作業が可能になりました。また、県との情報共有も可能です。」との答弁がありました。

園芸振興費の負担金補助及び交付金で、「熊本型樹園地集積モデル事業を実施したが、犬瀬地区以外で集積等の話はないのか。」との質問に対して、「樹園地の集積は大変難しい状況にあり、他にも話を持ち掛けましたが具体的な話には進んでいません。しかし、今回新たに樹園地集積改

善組合が設立されましたので、引き続き話し合いを進めていき集積及び基盤整備へとつなげていきたい。」

また「樹園地の賃借料はどうなっているのか。」との質問に対して、「賃借料は個人同士の話し合で決めているようで、把握していません。」との答弁がありました。

款6、商工費、観光費の委託料で、「コロナウイルス感染症による四季彩及び百貨堂への影響は。」との質問に対して、「令和元年度の状況報告から、温泉四季彩については、施設改修工事等のため9月、10月の2カ月休館したことや、コロナ禍の影響を受け、入館者は前年度と比べ2万人減少し、売上も20パーセント減と厳しい状況でした。百貨堂については、令和元年3月の水俣インター開通の影響も受け、売上は減少しましたが、メール便やふるさと産直便等の強化に取り組んだことで、減少率は8パーセントに留まる結果でした。」との答弁がありました。

「スロータウンつなぎツアー実施委託料の内容は。」との質問に対して、「料理教室などを題材にして都市から人を呼び込むツアーを計画しました。当日は地元住民と合わせ24名程度の参加者となりました。ツアーの内容は、地元住民における郷土料理をメインにした料理教室を行い、その後、町内を散策するプランを実施しました。」との答弁がありました。

款7、土木費の道路新設改良費で、「町道白ヶ浦支線は7月の豪雨で冠水したが、どのように設計したのか。」との質問に対して、「地元住民の方々と協議を行い、今までの災害時の最高位の高さに合わせて設計しました。今回の豪雨が今後も起こる可能性が考えられるので、対策を検討したいと思います。」との答弁がありました。

款8、消防費の常備消防費で、「芦北消防署が完成したので今後広域行政事務組合への負担金は減るのか。」との質問に対して、「令和2年度の負担金については下がっています。ただし、令和2年7月の豪雨災害の影響で消防署も被災しているため、今後補正予算で増加する可能性があります。」との答弁がありました。

消防施設費の工事請負費で、「防火水槽の新設の要望はないのか。また、既存防火水槽の看板が破損しているところがあるが修繕はしてもらえるのか。」との質問に対して、「現在、大泊地区に1件設置要望が上がっていますが、新設の場合3件以上要望がないと補助対象にならないため、財源を確保できたら検討します。看板等の修繕については町で対応します。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第1号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号「令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第4号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第6号「令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第6号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第7号「令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第7号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に総務課、政策企画課、振興課所管施設現地視察において、福浦漁港物揚場、旧平国小学校、平国簡易水道施設、四季彩源泉ポンプ、並びに町道辻線被災現場を視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和2年9月25日、総務振興常任委員会委員長、久村昌司。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、上村勝法君。

○教育住民常任委員長（上村 勝法君） 教育住民常任委員長報告を致します。

9月11日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目、認定第2号「令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を9月11日から24日までのうち6日間にわたり審査致しました。

審査にあたっては、担当課長、班長及び担当者への出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうかであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重審議しましたので、その結果を報告します。

認定第1号「令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目について報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。

県支出金の衛生費委託金で、水俣病相談窓口設置事業委託金について「水俣病医療手帳等所持者は、年々死亡等で減少していくが、委託金も減少しているのか。」との質問に対して、「委託金は、主に住民班窓口対応の嘱託員報酬に充てられるもので、水俣病患者が死亡しても、減少してはいない。」との答弁でした。

次に、歳出について報告いたします。

総務費の賦課徴収費で、「家屋評価業務委託料は、従来職員が行っていたのが、業者への委託になったのはなぜか。」との質問に対して、「耐震化等による構造の複雑化により、公平性を高めるために専門業者へ委託した。」との答弁でした。

戸籍住民基本台帳費で、「通知カード・個人番号カード関連業務委任交付金とあるが、現在の交付率は。」との質問に対して、「昨年度は、545人の11.98%で、現在は、692人で15.47%の交付率である。」との答弁でした。

民生費の社会福祉総務費で、「民生委員の選任に苦慮しているが、補助金の増額が必要ではないか。」との質問に対して、「民生委員は、基本無報酬で、町からは事務費と出張に係る実費となっている。今後は、他市町村の状況を見ながら検討したい。」との答弁でした。

老人福祉費で、「市民後見推進事業委託料の、委託先はどこか。」との質問に対して、「水俣市社会福祉協議会に業務委託している。」との答弁でした。

児童福祉総務費で、「町立保育園民営化の進捗状況は。」との質問に対して、「検討委員会で、民営化についてはやむを得ないという結論に達したという答申が出ている。今後民営化の計画を作成したうえで、保護者・職員への説明を行い、段階的に取り組んでいきたいと考えている。」との答弁でした。

保育園費で、「現在会計年度任用職員と勤務体制が異なる職員が存在するが、保育園運営に支障はきたしていないか。」との質問に対して、「会計年度任用職員制度により7人がフルタイム職員となった。フルタイム職員は、固定給料になり、短時間職員は、時間外勤務が減少したので、時給単価を上げ対応している。報酬面では、不満があるとは聞いていない。」との答弁でした。

衛生費の環境衛生費で、「海岸漂着物清掃業務委託料の、漂着物の撤去業務内容は。」との質問に対して、「漁協に委託し、各漁港のパトロールを行い、漁協組合員にて回収している。」との答弁でした。

健康管理事業費で、「健康管理事業健診委託料は、数年に渡って株式会社ミタカに委託しているが、測定の結果は向上しているのか。また今後の取り組みは。」との質問に対して、「体力測定と分析は毎年評価表をいただいている。高齢者の方が多く、向上はしていないが、低下は抑えて維持しているとの結果である。また、昨年からの対策として、65歳からの若い方を募集し、新しいメニューで実施する取り組みをしている。」との答弁でした。

塵芥処理費で、「資源ごみ報奨金は、年々減少しているが、どのような要因なのか。」との質問に対して、「有価物全体の単価が下がっており、特にアルミ・スチール等の単価が下がっているのが、報奨金減少の主な原因となっている。」との答弁でした。

教育費の事務局費で、「事務所停電対策工事の内容は。」との質問に対して、「近年の異常気象

に伴い、役場が業務を停止せざるを得なくなった場合に、教育委員会の事務所を使用して業務遂行するために行った工事で、60KVAの非常用発電機一台と、195ℓ（リットル）燃料タンクを配備し、図書館及び児童クラブの施設を含めて2～3日程度対応できる。」との答弁でした。

学校管理費で、「小学校の空調設備整備工事の中で、特別教室9室の内、なぜ4室を整備したのか。」との質問に対して、「使用する頻度の多い特別教室から優先的に整備し、残りを本年度9月補正予算で計上した。」との答弁でした。

教育振興費で、「漢字検定・英語検定に補助金を出すのは1人1回までなのか。また、合格率及び実績は。」との質問に対して、「補助金については1人1回分となる。実績については、小学校6年生漢字検定が受験者39人で合格率が69%。中学校漢字検定が受験者41人で合格率71%。英語検定が受験者107人で合格率75%である。」との答弁でした。

また、「図書購入に対して、収納と整理はどうしているのか。管理システムの検討はしないのか。」との質問に対して、「中学校については、夏休み期間に母親部、先生・生徒で整理を行っている。小学校については、カード式にて管理しているので、図書館との連携による、管理システム等を検討したい。」との答弁でした。

体育施設費で、「総合運動公園整備委託料としてテニスコート改修を行ったが、利用目的と利用実績はどうなっているのか。」との質問に対して、「多目的コートに名称を変更し、テニスに限定せず様々なスポーツで活用できるよう整備を行った。広く一般に開放を行っているが、現在は主として少年サッカークラブチーム、約70人が利用している。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、教育住民常任委員会所管科目について採決した結果、認定第1号は、全会一致で原案のとおり認定するべきものと決定いたしました。

次に認定第2号「令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

歳出で、保健事業費の保健衛生普及費で、「健康センター調理室他改修工事設計委託料とあるが、工事の進捗状況は。」との質問に対して、「4月に整備班に工事発注の依頼書を提出しているが、改善センター内に備品等が残っている状況である。財政班に備品の整理をしてもらっている中で、7月豪雨災害が発生して整備班も手が回らない状況であり、現在11月頃入札の予定だが、災害の影響で繰越も考えられる。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり認定するべきものと決定いたしました。

次に認定第3号「令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

慎重審議の上採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第5号「令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

歳出で、保険給付費の介護サービス等諸費で、「居宅介護サービス給付費が381万円減額となって、地域密着型サービス給付費が1,388万1千円増額となっているのは。」との質問に対して、「居宅介護サービスを利用されていた方が、光栄会が開設した地域密着型事業であるグループホームや認知症対応型デイサービスへの移行が影響していると考えられる。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に現場視察の結果報告をします。

B&G艇庫クレーン、認知症カフェ、教育委員会事務所停電対策工事、文化センター移動観覧席改修工事、津奈木小学校体育館、たっしゃか塾、平国運動公園、ごみ処理場の現場視察を行いました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和2年9月25日、教育住民常任委員会委員長、上村勝法。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第7号までについて、順次、討論・採決を行います。

認定第1号令和元年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第1号については、認定することに決定しました。

認定第2号令和元年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第2号については、認定することに決定しました。

認定第3号令和元年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第3号については、認定することに決定しました。

認定第4号令和元年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第4号については、認定することに決定しました。

認定第5号令和元年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第5号については、認定することに決定しました。

認定第6号令和元年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第6号については、認定することに決定しました。

認定第7号令和元年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第7号については、認定することに決定しました。

---

## 日程第8. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議員派遣の件を、議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じた場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長に一任することに決定しました。

---

日程第9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） 日程第9から日程第11までの、各委員長からの閉会中の継続調査の件3件を、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9から日程第11までを、一括議題とする事に決定しました。

お諮りします。日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第10、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第11、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9から日程第11までは、各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決定しました。

---

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて会議を閉じます。

以上で、本定例会の日程は、全て終了しました。

これで、令和2年第3回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前10時40分閉会

---

○議長（川野 雄一君） ここで町長から、発言の申し出がっておりますので、これを許します。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月11日に開会されました第3回定例会も、15日間にわたって慎重なるご審議をいただき、令和元年度決算の認定を含め、ご議決ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

会期中、補正予算の審議や、決算の認定などで、ご指摘、ご指導いただきました事項につきましては、今後に活かしてまいりたいと思います。

折りしも、中央では新たな閣僚の顔ぶれで、菅内閣がスタートしました。

本県からも、坂本哲志衆議院議員が、一億総活躍担当大臣兼まち・ひと・しごと創生担当大臣として入閣されたことは、被災した本町をはじめとする県内各市町村にとっても大変喜ばしく、力強い限りです。

外交や安全保障、新型コロナウイルス問題と大きな課題を抱える中、菅総理、また、それぞれの大臣は、その手腕を問われることとなります。

ぜひ、ぶれる事の無い政策で、世界の中の日本を意識しながら、日本経済の復興を果たして頂きたいと思います。

さて、スポーツ界では、テニスの全米オープンで、再び、大阪なおみ選手が優勝しました。

今回は、3度目の4大大会制覇に加え、人種差別への抗議活動で、世界の注目を集めました。

ニューヨーク・タイムズ紙も、「最もタフな選手たちを相手にすると同時に、最も難題の社会問題に取り組んだ大阪には、無限の可能性がある。」と評しています。

大阪なおみ選手の今後の様々な活躍、活動に、注目してまいりたいと思います。

また、20日に行なわれました熊日杯少年野球大会では、津奈木クラブが昨年に続き優勝、2連覇を達成しました。

大変うれしいニュースで、津奈木の子供達の活躍を、ほんとうに誇らしくおもいます。

今後も、勉強にスポーツに、また日常生活にと、あらゆる形で、津奈木の子供たちを、支援して行きますので、頑張ってもらいたいと思います。

さて、今回上程いたしました、補正予算を加えて、一般会計予算は、通常予算の約2倍の、総額57億円を超えました。

町職員の皆さんも、災害発生から約3ヶ月あまり、一刻も早い災害からの復旧を願い、日夜、全力で取り組んでくれています。

今後は、議員の皆様、また、町民の皆様の、ご意見、ご指導を賜りながら、創造的復興を遂げ<sup>と</sup>てまいりたいと思います。

最後になりますが、季節柄、昼夜の温度差がかなり大きいようです。

議員の皆様方におかれましては、ご健康に留意され、引き続き町政発展のためご尽力いただき、

ご指導賜りますようお願い申し上げます、御礼の言葉に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の、御挨拶を申し上げます。

令和2年第3回定例会におきまして、上程されました案件につきましては、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決をみましたことは、議員各位の御精励によるたまものと、感謝申し上げます。

町執行部におかれましては、日頃より町政発展のため鋭意御努力をいただいているところではありますが、新型コロナウイルス感染症に関する様々な対策並びに7月豪雨災害からの復旧・復興を目指し、並行して取り組んで行く必要があります。どちらも喫緊の課題ではありますが、長期にわたる対応・対策が必要と考えられます。

これらの対応として、今回可決しました補正予算により様々な事業が実施されることとなりますが、事業実施にあたっては、優先順位をもって、速やかに執行していただくことが、住民生活への安定、かつ再建・復興につながるものと考えます。

また、対策にあたっては、引き続き全国や県内の状況を注視しながら、住民や町内で事業を営む方々からの意見や要望等を幅広く聞き入れ、住民や事業者が安心・安全に暮らすことができる町づくりに励んでいただきたいと思います。

議会としましても、行政と一体となって、住民全体への福祉向上と、町の活力ある発展を目指して、努力を行っていく所存でございます。

最後に、これから季節は秋本番を迎え、朝夕の寒暖差が大きくなる時期になります。議員各位におかれましては、健康管理に十分留意され、体調を崩されないよう心掛け、町政の推進に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会の御挨拶と致します。

長期間御苦労さまで御座いました。

午前10時46分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 柳迫 好則

署名議員 村上 義廣

